

第4章

暮らしの安全性・利便性を高める
『都市基盤・防災環境』の整備

●施策分野

- 1 土地利用
- 2 市街地整備
- 3 道路・橋梁
- 4 公園・緑地
- 5 上水道
- 6 下水道
- 7 河川・水路
- 8 防災
- 9 消防

● 富士山レーダードーム館



第4章

暮らしの安全性・利便性を高める『都市基盤・防災環境』の整備

[施策区分](節)	[中項目](細節)	[施策]
土地利用	計画的な土地利用	計画的な土地利用の推進 都市計画の的確な見直しと運用 基盤整備の推進 開発・建築の規制・誘導
	土地の実態把握	地籍調査の推進
市街地整備	市街地の整備・再編	既成市街地の活性化 新たな市街地整備の促進
	住居表示	住居表示事業の推進
道路・橋梁	広域道路網の拡充	高速道路等の整備促進 国道・県道の整備促進
	市内生活道路等の整備	市道の新設・改良推進 市道の維持・管理の推進 法定外公共物の適正管理
	橋梁の整備・管理	橋梁の新設 橋梁の維持・管理
公園・緑地	公園・緑地の整備・管理	公園・緑地の新設 公園の維持・管理
	公園の有効活用	公園の総合的な活用
上水道	給水サービスの推進	安心・快適な給水サービス 安定的な給水サービス 環境に配慮した給水サービス
	水道事業の安定経営	事業経営基盤の健全性維持・強化
下水道	下水道の整備・運営	計画的な公共下水道の整備 経営基盤の強化 防災対策の強化
	処理区域以外の下水処理	浄化槽の普及推進
河川・水路	河川・水路の整備	河川・水路の整備・改修
防災	防災体制の強化	防災意識の向上 自主防災組織の活性化 市及び関係機関との防災体制の充実 国民保護法に基づく体制の整備 原子力災害への対応
	防災対策	避難所運営の充実 防災施設等の整備 既存建築物の耐震化の推進 富士山火山防災対策 土砂災害・水災害対策事業の促進
	復旧・復興対策	災害復旧・復興への対応
消防	消防体制の強化	常備消防の運営 新時代に即応した消防団の運営
	消防施設の充実	消防水利の整備 消防団施設の整備

第1節 土地利用



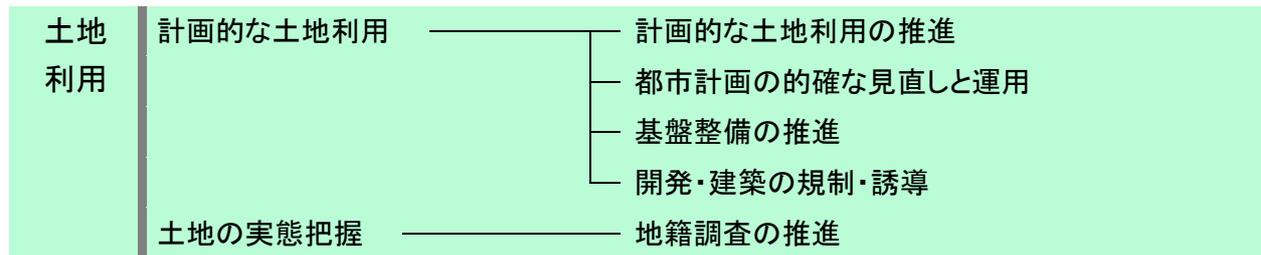
現況と課題

- ◆ 本市は、市域の約11%に相当する都市計画上の用途地域指定部分に市街地が展開していることや、自然公園法等の指定、北富士演習場の存在などの特徴があり、都市計画法をはじめ各種の法令による規制、富士山の世界文化遺産登録による影響などを考慮しながら、秩序ある土地利用が求められます。
- ◆ 土地利用に関連する計画として、2015（平成27）年に用途地域見直しを行ったほか、2016（平成28）年に「富士吉田市道路整備計画」を策定しました。2022（令和4）年には「富士吉田市都市計画マスタープラン」を改定しており、これらに沿って適正な土地利用に努めています。
- ◆ 観光需要の増加や交通体系の変化、富士山の世界文化遺産登録等に伴う開発投資需要の増加に対し、大規模土地取引件数が増加しており、開発可能な区域が少ないゆえに白地地域における開発圧力の高まりが予想されますが、開発と保全のバランスの確保、景観法・景観条例との調整推進、そしてその誘導に必要な都市基盤施設の整備推進が必要となります。
- ◆ 地籍調査は、実態に即していない登記内容を修正していく事業であり、土地に関する資料の根幹となるものです。この成果は、公共事業等に活用されており、本市においては、2012（平成24）年度より調査を再開し、2022（令和4）年4月現在の計画区域における実施率は45%となっています。2021（令和3）年度から、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、新規調査を休止していますが、過年度の調査実施区域の成果認証と登記を行うため、地権者との交渉や関係行政機関との立会い等を行っています。2022（令和4）年4月現在、認証や登記の済んでいない地区が4地区あります。これらの地区の認証・登記が完了（見込み含む）される状況を踏まえて、新規地区への調査（再開）を予定しています。今後も、地権者の理解と承諾を得ながら計画的に進める必要があります。

●富士吉田市街地と富士山



施策の体系



施策

(1) 計画的な土地利用

① 計画的な土地利用の推進

各地域の特性や景観特性を十分に踏まえ、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域における適正な土地利用を進め、「富士吉田市都市計画マスタープラン」、「富士吉田市農業振興地域整備計画」や「農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想」、「富士吉田市森林経営計画」、「富士吉田市環境基本計画」など、各分野における計画等の推進と基本構想における「4. 将来都市構造」に示されたゾーンの設定に基づき、自然環境と都市機能が調和した良好な土地利用の実現を目指します。

② 都市計画の的確な見直しと運用

社会環境等の変化に対応できるよう、用途地域を含め、都市計画の見直しや検討を進め、その的確な運用を図っていきます。

③ 基盤整備の推進

「富士吉田市道路整備計画」による優先整備路線等の設定や、国・県等が進める路線整備状況などを踏まえながら、都市機能の向上、良好な土地利用に資する市道等の都市基盤整備を進めます。

④ 開発・建築の規制・誘導

用途地域の見直し結果や、都市計画法等の土地利用関連法令及び本市宅地等開発事業指導要綱の考え方に従った適切な開発・建築行為の規制・誘導を行い、秩序ある都市計画行政を推進していきます。また、将来都市構造をにらんで、都市施設（道路・公園・病院等）の位置や規模の見直しなどにより、既成市街地への誘導を図っていきます。

(2) 土地の実態把握

① 地籍調査の推進

公共事業等に活用される主要な基礎資料としても重要な地籍調査は、国・県などの関係機関との連携及び土地所有者に対しても意義の啓発に努め、円滑な推進を図っていきます。

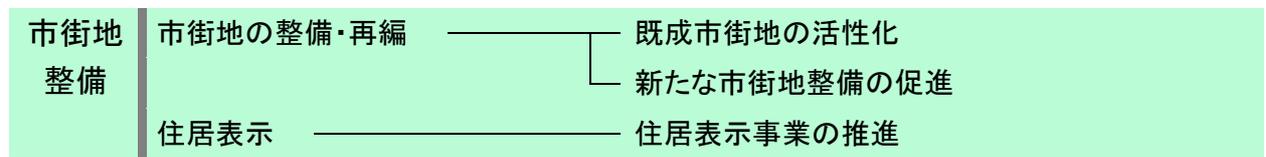
第2節 市街地整備



現況と課題

- ◆ 自家用車の普及や商業の郊外展開など、複合的な要因により既成市街地の空洞化が進んでいます。人口減少が進む今後は、生活利便の確保の観点からも市街地の拡散を抑制し、商業や公共公益サービスなど各種機能の集約化を進める必要があります。
- ◆ 下吉田、上吉田の既成市街地は、歴史的に本市の賑わいの軸となってきたところで、下吉田西裏地区では中心市街地活性化プロジェクトを実施しているほか、新倉山浅間公園から中心市街地への誘導と上吉田地区における、国道138号拡幅に伴う沿道の街並み整備への調査研究を進めています。
- ◆ 下吉田、上吉田の既成市街地のそれぞれの再生計画をもって進めることが重要であり、特に富士山駅周辺は世界文化遺産である富士山の玄関口としての整備も必要とされます。
- ◆ 土地区画整理事業は、まとまった区域の不整形な土地の形状を整え、道路や公園などの公共施設を総合的に整備する優れた手法であり、これまで10箇所の事業を支援し、良好な市街地の形成に寄与してきました。2015（平成27）年度に民間組合として設立された「剣丸尾西土地区画整理事業」は、過去最大の事業規模であり、本市経済の発展への寄与が期待できるものとして積極的に支援を行うこととしています。
- ◆ 住居表示事業は、2021（令和3）年度に実施した「新屋地区」をもって全地区の世帯比約90%が完了しました。未実施地区のうち上吉田南部地区については、2019（令和元）年度に基礎調査を行い、現段階での実施は適切ではなく、町界や街区設定に必要な道路等がないこと、未利用地も多いことから、将来的に開発が進んだところでの実施が望ましいと判断しました。また、剣丸尾地区は、土地区画整理事業終了後に進めていきます。今後は、これまで実施してきた住居表示の維持・管理に重きを置き、住居表示事業に期待されている災害時に効果を発揮できる体制を築いていく必要があります。

施策の体系



(1) 市街地の整備・再編

①既成市街地の活性化

人口減少、核家族化、高齢化社会の進展などに対応して、歴史的な蓄積を踏まえ、景観に配慮しつつ、商業機能と生活機能が融合し、生活しやすく、また市民が集い、広域からも人が訪れる地区として各種ソフト事業の展開、都市機能の誘導を推進し活性化を図ります。下吉田西裏地区において、引き続き、かつての賑わいを取り戻すために中心市街地活性化プロジェクトを実施していきます。併せて、新倉山浅間公園から中心市街地へ周遊させるためのルートの検証や必要な機能やデザイン等を取りまとめていきます。また上吉田地区においては、地域の歴史的価値遺構資源の整理を視点を据え、富士みちから国道138号歩道の連続性や西念寺への街路整備などを通じて、歴史文化遺産を活かしながら、市民と観光客が交流する富士吉田の新たな地域づくり・まちづくりを目指します。

②新たな市街地整備の促進

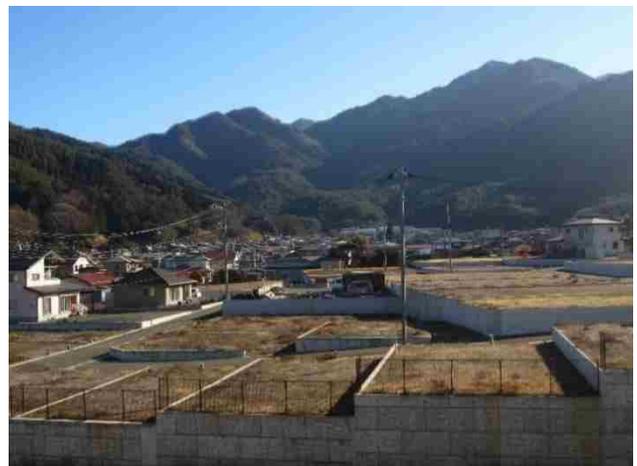
新たな市街地整備の手法として土地区画整理事業が大いに有効であることから、組合等で行う土地区画整理事業に対しては、積極的に支援を行い事業の促進を図ります。

(2) 住居表示

①住居表示事業の推進

住居表示が市内世帯比約90%を達成したことから、これからの住居表示事業は維持・管理に重きを置いていきます。以前から視野に入れていた「住居表示台帳の電子化」を進め、災害等の緊急時にも活用できる体制を整えていきます。

●土地区画整理



第3節 道路・橋梁



現況と課題

- ◆ 2016（平成28）年3月に「富士吉田市道路整備計画」を策定し、計画的な道路網整備を目指しています。
- ◆ 観光・交流促進・産業振興・防災対策など、更なる利便性や安全性の向上を図るため、中央自動車道における富士吉田西桂スマートインターチェンジの供用を開始しました。さらに、東富士五湖道路における富士吉田忍野スマートインターチェンジが供用開始となりました。
- ◆ 東名・中央連絡道路建設促進期成同盟及び国土交通省、総務省、中日本高速道路㈱等への要望活動に参加しており、甲府富士北麓連絡道路についても実現への働きかけを行っています。
- ◆ 国道138号拡幅（4車線化）は国に事業の推進を要望しており、周辺市道の整備と併せて早期の整備が求められます。市道の県道昇格も進捗しているほか、幹線をなす市道についても、計画を立て整備を進めています。
- ◆ 地域の生活に寄与する陳情道路は事業用地の無償提供を条件に整備を行っています。地域住民の協力による用地確保が課題となります。
- ◆ 市道の維持・管理については、橋梁・トンネルの長寿命化計画や昨年度策定した舗装補修計画に基づき優先順位をつけ補助金等の財源を活用しながら整備していきます。また、住民要望に対しては現地確認を行い、優先順位をつけて実施しています。
- ◆ 法定外公共物である里道等は、状況に応じて用途廃止を行い、払下げを実施しています。
- ◆ 橋梁については、2021（令和3）年度に市道にかかる橋梁について橋梁点検を実施して健全性の判定を行っており、この結果に基づき今後破損個所の補修を適宜行っていきます。2022（令和4）年度には「富士吉田市橋梁長寿命化計画」の見直しを行い、長期的なコスト縮減に努めていきます。

施策の体系



(1) 広域道路網の拡充

① 高速道路等の整備促進

山梨・静岡・神奈川3県との連携を深める東名・中央連絡道路の更なる整備促進や、本県中西部都市生活圏域と富士北麓・東部都市生活圏域の連絡強化を目的とした甲府富士北麓連絡道路の実現など、広域的連携を深める道路整備について、国・県に働きかけていきます。

② 国道・県道の整備促進

国道138号新屋拡幅事業(L=2.6km、W=24m)は、富士見公園前交差点から富士見バイパス南交差点までを先行整備区間、新屋交差点・上宿交差点を暫定区間として、事業進捗促進を図ります。これに伴う周辺地域まちづくり検討委員会を開催し、地域住民の声を反映させつつ、街並み景観における重点エリア整備や周辺市道整備を国の事業進捗にあわせ進めます。また、県道山中湖忍野富士吉田線(忍野・山中湖未整備区間)や県道富士吉田西桂線の整備促進、都市計画道路新屋西吉田線(国道138号)の確実な進捗、(仮称)新々御坂トンネルの実現のほか、本市の基軸となる国道139号(金鳥居交差点から中曽根交差点区間)無電柱化や道路拡幅について今後も山梨県や国に働きかけ、検討調整していきます。

(2) 市内生活道路等の整備

① 市道の新設・改良推進

現在整備中の路線では、市道横町熊穴線外2路線であり、緊急輸送道路としてもその完成が待ち望まれ、東富士1号線以南について工事着手しています。引き続き以北についても整備を進めていきます。また、明見東通り線については2018(平成30)年度整備済みの職業訓練校前交差点に引き続き、今後は砂原橋東交差点の右折レーンの整備を進めていきます。さらに、昭和通り線をはじめとする幹線道路については、防災や景観の観点から無電柱化について積極的に取り組んでいきます。

② 市道の維持・管理の推進

災害時にも道路の機能が確保されるよう、維持管理体制をさらに強化していきます。また、道路整備においては、交通弱者にも配慮し、誰にも優しく快適性に富んだ公共空間を目指すとともに、狭あい道路については、地域住民の協力を得る中で整備に努めます。

③ 法定外公共物の適正管理

法定外公共物である里道、水路は、今後も公平・公正で適正な管理に努めます。さらに、地域住民の要請に応え、公共用財産との認識を高めつつ、法令に基づき、利活用に努めていきます。

(3) 橋梁の整備・管理

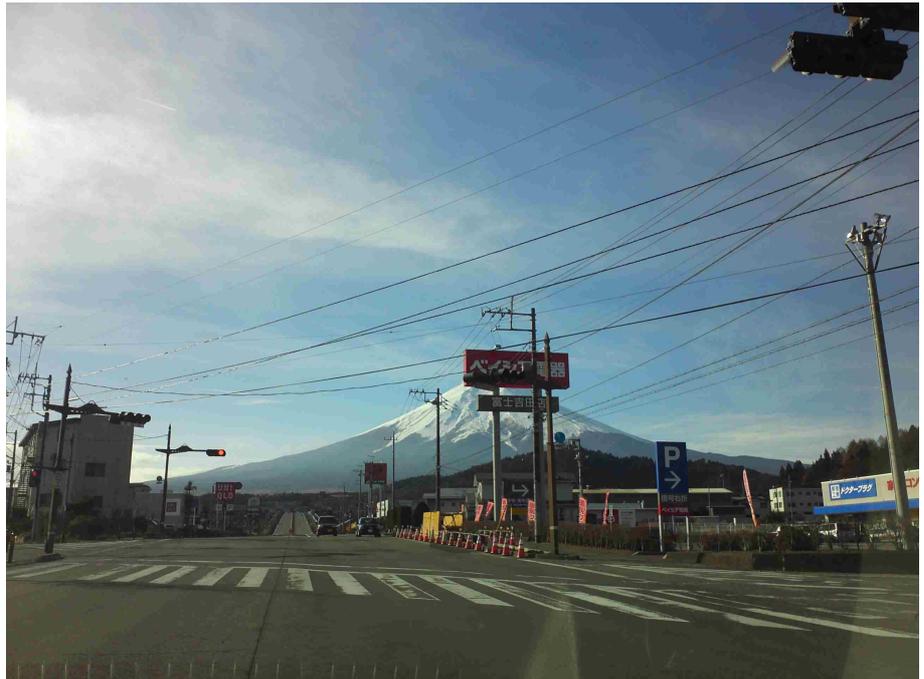
① 橋梁の新設

橋梁の新設は、「富士吉田市道路整備計画」に基づき、計画的に推進していきます。

②橋梁の維持・管理

橋梁・トンネルは、日常の通行や防災上も重要であることから、橋梁本体や転落防止柵等の危険箇所の安全点検を強化し、歩行者や車両等の通行の安全確保を図ります。また、「富士吉田市橋梁長寿命化修繕計画」及び「富士吉田市トンネル長寿命化修繕計画」に基づいた計画的な改修・修繕を行うとともに、橋脚のある橋梁から耐震補強を実施していきます。橋梁点検の結果はホームページ等で情報公開するとともに、地方の防災・安全対策全般について、国の重点的財政支援を要望していきます。

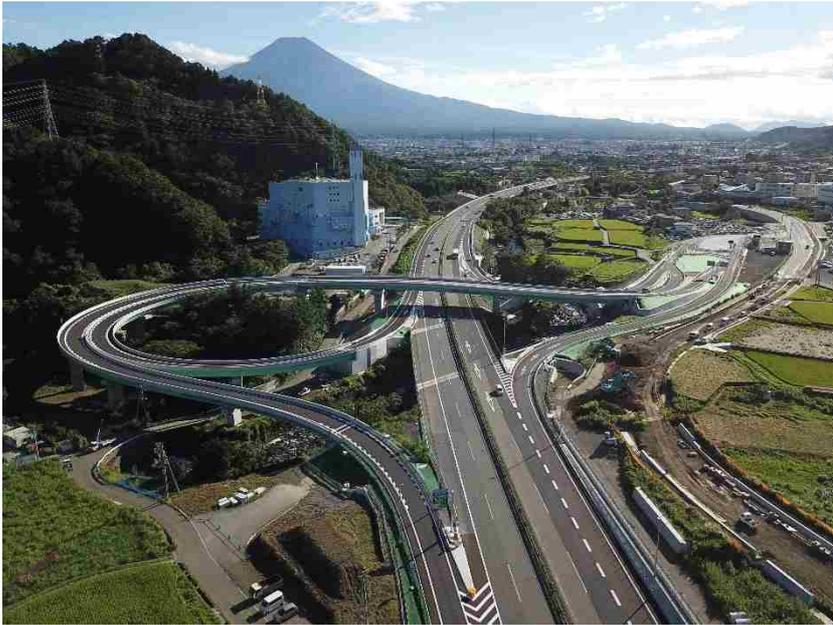
●電線地中化前



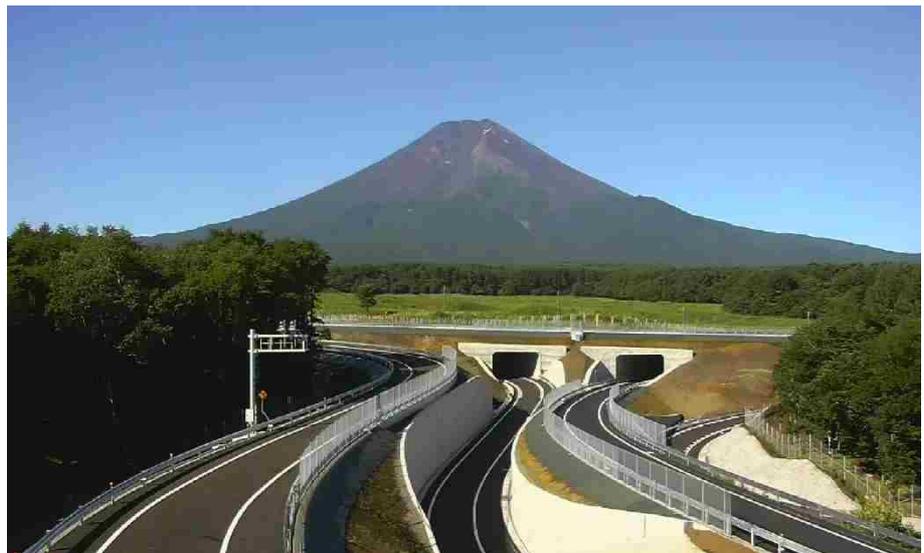
●電線地中化後



● 富士吉田西桂スマートインターチェンジ



● 富士吉田忍野スマートインターチェンジ



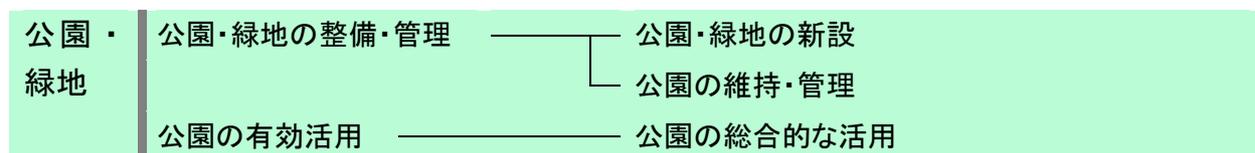
第4節 公園・緑地



現況と課題

- ◆ 公園・緑地は、快適な生活環境づくりや環境保全のほか、健康増進、災害時の避難等の防災拠点、コミュニティ拠点など様々な機能を持つもので、誰もが使いやすい空間として、その確保と適切な維持・管理が必要です。
- ◆ 市内には都市公園の他、準都市公園、諏訪の森自然公園などがあり、その中でも新倉山浅間公園は、年々来園者が増加しており、展望デッキの拡張や門扉改修を行い、園内及び駐車場内の混雑緩和に努めました。また、土日祝日や春と秋の繁忙期には、新倉山浅間公園の周辺道路が慢性的に混雑することから、交通整理員の増員や配置日数を増やすなど、混雑緩和に努めるとともに、新型コロナウイルスと共存する社会を見据え、今後は、日常的に周辺道路の混雑が見込まれることから、混雑緩和の対応策等が必要です。
- ◆ 「富士吉田市公園施設長寿命化計画」を2013・2014（平成25・26）年度に策定し、2015（平成27）年度からこれに基づき計画的な修繕を実施していますが、老朽化に伴い突発的な修繕が増加している状況です。
- ◆ 都市公園、準都市公園の維持管理を行う中で、小規模公園はアダプトプログラム^{*1}による美化ボランティア協定を締結して美化推進活動（ボランティア活用）を推進しています。
- ◆ 明見湖公園は、2015（平成27）年度より指定管理者制度を導入し、体験工房の運営や施設管理、イベント等を実施しています。また、諏訪の森自然公園（富士パインズパーク）の管理運営を外委託するなど、管理運営方法改善により来園者に良好な公園環境を整えています。
- ◆ 公園・緑地については、時代の変化に対応した活用形態・機能付与の方策等の検討が必要とされます。

施策の体系



*1)アダプトプログラム:市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。

(1) 公園・緑地の整備・管理

①公園・緑地の新設

「富士吉田市都市計画マスタープラン」における公園の整備構想に合わせ、市民の健康増進、レクリエーション、自然環境学習、防災機能等に配慮した公園・緑地の整備を推進します。

②公園の維持・管理

「富士吉田市公園施設長寿命化計画」に基づき、予防保全的管理による計画的で適切な維持管理に努めていきます。また、高齢者、障害者を含むすべての人々が、安全で快適に利用できるようバリアフリー化を進めていきます。

(2) 公園の有効活用

①公園の総合的な活用

自然環境との共存を目指した快適な生活環境づくりやまちづくりはもとより、身近に自然・歴史・文化などを感じながら、市民の健康増進、レクリエーション、自然環境学習、防災機能等に配慮した公園・緑地の整備を推進していくとともに、地域の活性化やコミュニティづくりの拠点としての機能を付与するなど、時代の要請する活用形態について検討していきます。

●明見湖公園



●諏訪の森自然公園(富士パインズパーク)



第5節 上水道



現況と課題

- ◆ 「富士吉田市水道事業経営変更（第8期事業）」に基づき、水源確保や施設の整備、配水区域の再編等を進めています。
- ◆ 安心でおいしい水道に向け、水質監視体制を強化しています。
- ◆ いつでも供給できる水道に向けて、施設能力の適正化、施設監視機能の強化、配水ブロック間の連絡、配水圧力の安定化、直結給水の拡大に努めています。
- ◆ 災害に強い水道に向けて、水道施設の耐震化及び老朽施設の更新、災害時の応急給水及び復旧体制の整備に努めています。
- ◆ 水源の複数化、配水池容量の増強等を進めています。その中で、2014（平成26）年度より忍野水源の代替施設を建設しています。なお、水源の複数化や配水施設の増強には財源の確保が課題となります。
- ◆ 環境に配慮した水道に向け、地下水涵養流域の環境保全、地下水の適正利用等に努めています。
- ◆ とともに築く市民の水道として、市民への情報提供の充実、意見収集と事業への反映、質の高いサービスの提供、コンビニエンスストアや電子マネーでの料金納付などを進めています。
- ◆ 運営基盤の強い水道として、2019（令和元）年度に富士吉田市水道事業経営戦略を策定し、水道料金の適正化や費用対効果に見合う施設整備、事業の効率化（アウトソーシングの導入）などによる水道事業の健全化に努めています。
- ◆ 人口減少、節水機器の普及、住宅環境の変化により、使用水量が減少するなど水道事業の経営が圧迫されている中、水道事業は、拡張路線から、施設更新・耐震化へ転換を図っています。
- ◆ 2016（平成28）年に作成したアセットマネジメント（資産管理）により老朽施設、配水管の改修耐震化を行い漏水発生率の低減化を図っていますが、高度成長期に整備した施設の耐用年数経過に伴う施設改修が多大となってくることから、整備が追いつかないのが現状です。

施策の体系



(1) 給水サービスの推進

①安心・快適な給水サービス

水源から給水に至るまで、検査計画に基づいた水質試験を行い、良質な水道水の提供に努めます。

②安定的な給水サービス

地震等の災害に備え水道施設の耐震化を引き続き進めます。具体的には、現在整備中の忍野水源の代替配水場の整備促進、配水区域の適正化・複数化、緊急時の配水池容量 12 時間以上に対応する施設の増強を進めるとともに、下吉田配水場の更新についても取り組んでいきます。また、いつでも供給できる水道に向けて、施設能力の適正化、施設監視機能の強化、配水ブロック管の連絡、配水圧力の安定化、直結給水の拡大に努めます。

③環境に配慮した給水サービス

「水は限りある資源」であることへの認識を深め、資源の有効利用を図るために節水意識の啓発に努めるとともに、有効率の向上による浪費エネルギーの削減に努めます。

(2) 水道事業の安定経営

①事業経営の健全性維持・強化

アセットマネジメント（資産管理）に沿った戦略的アプローチによる取組を実施していくため、経営戦略に基づき、経営の合理化や事務の効率化を図るとともに、民生安定事業の水道事業への新たな採用枠拡大に向けた取組を図ることにより、安定した財源の確保に努めます。また、水道料金の滞納整理の強化を推し進めることで財源の管理を徹底します。

●水道施設の更新工事



第6節 下水道



現況と課題

- ◆ 本市の公共下水道は、山梨県による2つの流域下水道（富士北麓流域下水道、桂川流域下水道）とその流域関連公共下水道によって構成されています。
- ◆ 都市計画や区画整理事業へ対応を図り、費用対効果や重要度などを検討して事業計画の変更を行いつつ、国の補助制度も活用しながら、効果的・効率的な下水道事業を推進してきました。この結果、下水道管渠延長及び整備面積は年々増加していますが、人口減少に伴い、接続人口や水洗化率が伸び悩んでいます。普及率は、両流域下水道の合計で40%台にとどまっており、横ばいで推移しています。
- ◆ 公共下水道接続への転換を進めるため、早期接続者に対する補助制度や使用料の減免制度を設けています。本市は豊かな自然環境を有し、水源地域でもあることから、下水道整備を推進するとともに整備区域における接続の促進により、公共用水域の水質の保全を図ることが必要です。
- ◆ 公共下水道計画区域外においては、地域の特性にあった効果的かつ経済的な汚水処理方法の選択が必要であり、現状では、個人型の合併処理浄化槽による対応が中心となっています。
- ◆ 合併処理浄化槽の設置に対しては、設置補助金の交付を行っており、年間約60～90件前後の交付実績となっています。
- ◆ 下水道施設の防災対策として、2013（平成25）年度に策定した「富士吉田市下水道総合地震対策計画」に基づき、第2期計画として2019（平成31）年度から5ヶ年にかけて、マンホールの浮上防止等を進めており、2023（令和5）年度に計画完了となります。

施策の体系



施 策

(1) 下水道の整備・運営

① 計画的な公共下水道の整備

公共水域の水質保全のために、他の市街地整備事業との整合・連携を図りながら、効率的に下水道整備を推進します。費用対効果等を考慮して、下水道による集合処理と合併処理浄化槽による個別処理の区域のすみ分けを検討しながら整備の推進を図ります。また、今後に向けた下水道施設の維持管理更新等の計画を検討します。

② 経営基盤の強化

下水道事業は公営企業会計として経営を明確化し、独立採算及び持続可能な経営を目指します。安定した経営運営を図るため、各種補助金制度を有効活用しながら計画的及び効率的に事業投資を行いつつ、水洗化の普及促進による経費回収率の向上など、経営基盤の強化、運営に努めます。

③ 防災対策の強化

軟弱地盤地域のマンホールの浮上防止整備については2023（令和5）年度に完了しますが、引き続きBCP（業務継続計画）に基づき、ストックマネジメント計画を活用しながら防災対策を進めていきます。

(2) 処理区域以外の下水処理

① 浄化槽の普及推進

人口が少なく家屋密度も低い集落部においては、設置補助金の活用等により、引き続き個人設置型浄化槽の普及を推進していきます。

● 下水道の新設や耐震化工事



第7節 河川・水路



現況と課題

- ◆ 本市には、山梨県が管理する一級河川をはじめとする多くの河川・水路があり、貴重な水辺空間を提供していますが、川幅が狭く、河床が低く、急傾斜のため台風や集中豪雨時に氾濫等の危険がある箇所が見られ、その危険性は増大しています。
- ◆ 本市では、これらの危険を解消するため、計画的な河川改修など総合的な治水対策が必要となっています。
- ◆ 山梨県によって、桂川、中沢川、入山川の河川改修計画が進められています。

施策の体系

河川・水路

河川・水路の整備

河川・水路の整備・改修

● 桂川(大明見橋付近)



(1) 河川・水路の整備

①河川・水路の整備・改修

河川・水路の美しい自然環境が保たれた親水性・利水機能の整備と合わせ、河川、水路の環境美化などの地域活動に市民が積極的に参加できる体制を整備します。同時に、治水機能の向上として、市内を流れる一級河川の整備については、氾濫する恐れのある危険箇所を計画的整備を山梨県に要請していきます。また、山梨県が実施する河川改修と整合を図りつつ、市民生活に身近な水路等も雨水排水対策として系統的な整備を推進し、台風や集中豪雨時の河川・水路の氾濫とそれに伴う道路の冠水被害の未然防止に努めます。

●宮川(富士見町付近)



●神田堀川(月江寺付近)



第8節 防災

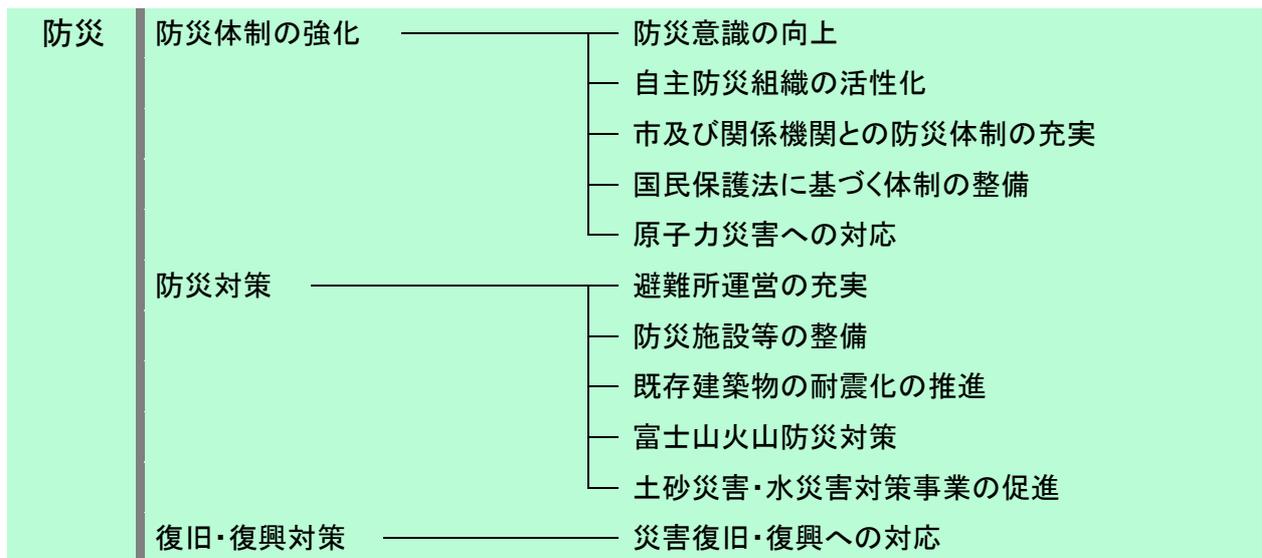


現況と課題

- ◆ 地震、噴火、水害など各地で災害が続く中で、本市においても、地震に関しては東海地震対策強化地域に、富士山火山に関しては活動火山対策特別措置法（活火山法）に基づく警戒地域にそれぞれ指定されており、「富士吉田市地域防災計画」にも地震編に「東海地震に関する事前対策計画」を、また富士山火山編にも各種計画を定め、重点的に防災対策に取り組んでいます。
- ◆ 自助、共助の体制を強化するため、防災訓練では、市民（自主防災会）、避難施設（避難所となる学校の教職員）、市職員が協力して行うなどの改善が進められ、特に自主防災会に対しては、防災資機材購入や活動の支援、防災出前講座など組織の活性化に向けた協力を行っています。さらに民間の防災専門団体「富士吉田防災士会」等と連携しながら講演会や防災普及活動を行うなど、幅広い年齢層や性別など偏りのない市民防災意識の向上に努めています。
- ◆ 災害時の避難所対策については、避難所運営マニュアルを作成し、自主防災会の手で避難所運営ができるよう支援しているほか、防災倉庫の備蓄品の充実を図っています。また各避難施設の耐震化は完了し、非構造部材の耐震化について計画的に進めていきます。
- ◆ 市の防災体制として、災害時の行動に即した配備体制、BCP（業務継続計画）の作成、防災専門官の設置などの充実に努め、ハード面でも防災拠点となる市役所東庁舎や市立病院のヘリポートの整備を進めてきました。また災害情報の伝達については、防災行政無線のほか、安全安心メール、ケーブルテレビ、コミュニティFMなど、確実な手段の整備を進めてきました。
- ◆ 災害時の応援体制は、他自治体、企業、各種団体等と災害時応援協定を多数結び、また、山梨県、警察、ライフライン関係事業者等と防災会議、防災訓練などを通じ連携を強化しています。今後は、災害時に全国からの自治体やボランティアの受入れ体制の構築が課題となります。
- ◆ 要配慮者にかかる支援としては、各地の民生委員との連携のほか、民間福祉施設を災害時に避難所として活用する福祉避難所の協定締結、避難所運営マニュアル配布、備蓄品の整備を進めてきましたが、さらに実効性のある避難所運営のため、施設ごとの対策が必要となっています。
- ◆ 自然災害以外では、武力攻撃や大規模テロ等への備えとして、「富士吉田市国民保護計画」に基づき、国・県と共に通信訓練を行うほか、緊急時の避難の留意点などを市民に広報しています。また原子力災害については、情報の収集及び連絡、活動体制を地域防災計画に盛り込み、平常時の対策として放射性物質調査を行っています。これに伴う原子力発電所近隣の自治体の受入れについては、応援協定を締結した上での調整が必要となります。
- ◆ 富士山火山噴火対策については、富士山ハザードマップが改定され火山現象における想定等が大きく変わり、それに伴い富士山火山防災対策協議会において富士山火山広域避難計画の見直しが行われることとなりました。今後は、改定された富士山ハザードマップや広域避難計画に基づき、地域防災計画等を改定する必要があります。さらに、国による富士山火山噴火対策砂防事業推進の要望や避難確保計画の作成支援、降灰除去計画、火山教育の推進などが課題となります。

- ◆ 災害時における早急な行政サービスの再開復旧に向けて、本市はBCP（業務継続計画）を2016（平成28）年4月に策定していますが、住民の住宅や生活、公共施設や公共土木施設の復旧、被災者の経済支援など、災害からの再建全般にわたって事前に対応を定めておく必要があります。
- ◆ 土砂災害予防対策として、山梨県と協力し危険区域において急傾斜地崩壊対策事業を進めているほか、土砂災害警戒ハザードマップを市民に配布し、各地域への啓発活動を通じて、土砂災害等への備えの強化に努めています。

施策の体系



● 富士山噴火を想定した避難訓練



● トイレトレーラー



● 避難所用テント



(1) 防災体制の強化

①防災意識の向上

災害時の「自助」「共助」で最も重要となる「平常時からの住民の防災意識」の向上を図るため、防災訓練や出前講座などの機会を一層充実させるほか、「富士吉田市防災の日」のイベントの充実や情報発信、小中学生への防災教育等を通じ、子どもや主婦など幅広い対象に普及啓発を図ります。

②自主防災組織の活性化

自主防災組織ごとの避難所運営マニュアル、自主防災マップの作成支援など、実効性の高い活動についての助言、支援を行うとともに、富士吉田防災士会については、会員の専門性を活かし、地域や各種団体等に対する防災意識の向上、防災士のスキルアップのための活動を支え、市全般にわたる自主防災組織の活性化を目指します。

③市及び関係機関との防災体制の充実

市の職員配備体制等について検証と修正を行い、行政におけるBCP（業務継続計画）の見直しや周知も進めていきます。また、山梨県、警察などの関係機関とのさらなる連携の充実はもとより、災害時の物資輸送体制の充実のための県や運輸機関との連携や協定など、今後もひとつでも多くの災害協定の締結を推進していきます。また、市災害ボランティアセンターとの連携強化や全国の自治体からの応援を受け入れる「受援計画」の策定など、災害時の応援体制の強化も図っていきます。

④国民保護法に基づく体制の整備

国・県などと協力を得て、災害対応体制及び「富士吉田市国民保護計画」に基づくマニュアルなどを整備していきます。

⑤原子力災害への対応

原子力災害対応のうち、放射性物質調査を継続するとともに、原発周辺の避難元自治体との協定締結について、山梨県の仲介のもと速やかに進められるよう促していきます。また、本市に放射線被害が及ぶ場合の原子力災害の防災計画の策定に向けて検討します。そこでは、広域避難も想定し、国・県などに広域連携をとれるよう働きかけます。

(2) 防災対策

①避難所運営の充実

避難所運営に関しては、避難所運営マニュアルに基づいた避難所ごとの体制づくりや感染症の蔓延防止対策、地域の自主防災リーダーの育成に努めていきます。また、避難所の生活に関して、育児や介護のニーズに対しきめ細かい対応も必要となるため、女性の防災リーダーの育成やトイレなど衛生面に配慮した生活環境の確保対策を進めていきます。併せて、福祉避難所に関する要配慮者に対する広報・周知を行い、福祉避難所の開設、運営が円滑にできるよう、各施設との協議を進め、防災訓練への参画も図っていきます。

②防災施設等の整備

より確実に防災情報を市民に伝達するため、2019・2020（令和元・2）年度において新防災行政放送システムを導入しました。併せて、情報伝達の多重化を実現させるため、戸別受信機の全戸配布を目指します。また、災害時の緊急輸送道路の拡幅等の整備のほか、給水管の耐震化の推進を働きかけます。さらに、市役所庁舎被災時の代替施設について、会議室の電源、スペースなどの機能を有する施設の確保を検討します。同時に、避難所となる施設の非構造部材の耐震化等を推進します。

③既存建築物の耐震化の推進

1981（昭和56）年5月以前に建築された一戸建ての木造住宅に対する耐震化への支援・助言を行います。また、大規模地震の際に道路を閉塞する恐れのある建築物等の耐震化のための適切な助言・指導を行っていきます。

④富士山火山防災対策

平時より富士山の火山災害に対する防災体制を構築し、近隣市町村のみならず山梨県や静岡県側の市町、火山専門家、関係機関とも連携し、住民避難計画の策定や避難訓練を実施します。また、噴火の兆候に関する情報をいち早く入手できるよう、火山専門家や関係機関とも連携し、富士山の火山活動状況の把握に努め、さらに、溶岩流や融雪型火山泥流、降灰後土石流等に対する火山防災対策について国等に働きかけていきます。

⑤土砂災害・水災害対策事業の促進

山梨県が土砂災害防止法及び水防法に基づき実施している危険区域の地形・地質・土地利用状況等の調査、急傾斜地崩壊対策事業または、治水対策事業として県が行う砂防工事等に積極的に協力するとともに、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域等の指定の周知と、指定区域住民に対する適切な指導に努めます。また、砂防ダムや堰堤などの施設整備に向け、管理者である国や県に働きかけていきます。ソフト面では、ハザードマップを基にした危険箇所の周知や避難対策、防災訓練のほか、地域による危険監視体制や情報伝達手段や体制の充実、住民意識の啓発に努めていきます。

(3) 復旧・復興対策

①災害復旧・復興への対応

復旧・復興対策については、災害発生後の比較的早い段階から必要となる倒壊家屋などの被災状況の把握、災害廃棄物の処理、り災証明の発行等に関する相談対応について、東日本大震災などの災害事例を参考にし、対応マニュアル等を策定していきます。また、被災前の状況と比べて、安全性、生活環境の向上などが図られるような復興対策を推進していきます。

●富士吉田防災ラジオ(戸別受信機)



●避難所用移動式蓄電池



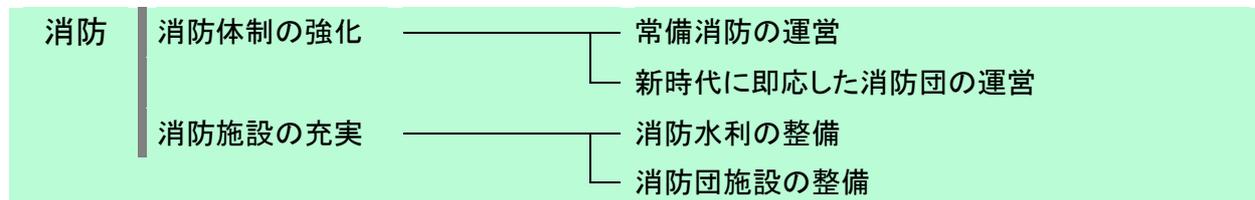
第9節 消防



現況と課題

- ◆ 本市における常備消防体制は、富士五湖消防本部のもとで富士吉田消防署に専任の職員が常駐しており、富士吉田市を含む周辺町村の負担により運営されています。2022（令和4）年9月には、防災拠点としての役割を担う（富士五湖消防本部）新庁舎が完成し、防災対策の向上と消防力の充実強化に努めています
- ◆ 生活様式の多様化などにより全国の消防団は減少傾向にありますが、東日本大震災を契機に、地域防災における消防団の役割が見直され、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（消防団新法）も2013（平成25）年に制定されました。本市においても、事業所との協力体制や消防団員処遇の改善等に努めていますが、団員の確保が困難になってきています。
- ◆ 2016（平成28）年12月に女性消防団「ふじざくら隊」が発足し、女性のきめ細やかな視点を活かした消防防災活動が期待されます。
- ◆ 本市の消防水利は、消火栓や防火水槽の整備を進めてきた結果、市街地ではほぼ国の基準どおりの水準に達しています。また、市街地以外の水利の少ない地域では、消火栓整備により補っています。
- ◆ 消防団詰所や火の見櫓などの老朽化や耐震化に伴う整備についても、自治会との協議や予算確保が必要なことなどから、大きく進捗していない状況です。災害時の情報通信手段としては、消防デジタル無線機（受令機）や車載型の消防団無線の整備を行っており、新たな消防団防災情報一斉メールの構築により、地図付のデータ情報を消防団員の携帯端末から見るができるよう情報共有の一元化を進めています。

施策の体系



(1) 消防体制の強化

①常備消防の運営

富士五湖消防本部において、施設の老朽化や人員の適正な配置などの課題について対応しながら、地域の消防を支える体制の確保、強化を進めていきます。また、火災発生危険性が大きく、震災時等においても2次被害が想定される危険物施設の適正管理を図ります。

②新時代に即応した消防団の運営

消防団員及び消防団体制の確保のため、市ホームページや広報紙、CATVなどを積極的に活用し、消防団の役割や消防団の必要性を粘り強く訴えていくとともに、地域の状況を踏まえた消防団組織等の多様化対策、事業所との新たな協力関係の構築、教育訓練の充実、処遇の改善などを通じて消防団の活性化を推進していきます。

(2) 消防施設の充実

①消防水利の整備

防火水槽もしくは消火栓について、水利が少ない地域から計画的に配置、整備を進めていきます。防火水槽の設置については、地元からの要望に基づき整備を検討していきます。

②消防団施設の整備

老朽化した消防団施設の建て替え等の対応を詰所整備事業補助金交付により支援します。消防車両については、老朽化が進んできているため、計画的に入替を進めていきます。また、消防団施設の資機材の充実を図るため、救助用資機材等の配備を検討していきます。

●女性消防団「ふじざくら隊」



目標指標

指標	2016 (H28) 年度 数値	2022 (R4) 年度 目標値*1	2021 (R3) 年度 数値	2022 (R4) 年度 目標値に 対する達成度	2027 (R9) 年度 目標値*1
「道路網の整備充実」 施策に対する満足度	20.4%	30.0%	21.0%	70.0%	30.0%
上水道管耐震化率	39.4%	45.0%	45.6%	101.3%	58.0%
汚水処理人口普及率	66.2%	74.0%	74.1%	100.1%	79.7%

*1) 目標値については、中間期における基本計画の見直しを前提とした2022(令和4)年度(5年後)と、目標年次である2027(令和9)年度(10年後)の指標を掲載している。

第5章

活力とにぎわい・交流を生み出す

『地域・産業・観光』の振興

●政策分野

- 1 地域振興・移住定住
- 2 地域ブランド
- 3 工業・地場産業
- 4 商業
- 5 観光
- 6 農林業
- 7 就労・雇用
- 8 情報・交流

● 国際交流

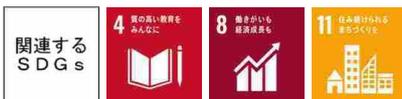


第5章

活力とにぎわい・交流を生み出す『地域・産業・観光』の振興

[施策区分](節)	[中項目](細節)	施策
地域振興 ・移住定住	地域の振興	まちづくり施策の展開 創業等の支援 サテライトオフィスの拡充
	定住条件の向上	定住環境の向上 縁結びの支援
	移住の促進	U・Iターンの誘致活動
地域ブランド	地域ブランド開発	地域ブランドの強化 新商品の開発
工業・地場産業	地場産業の振興	生産技術・体制の充実 販売ルートの拡大・確立 新たな担い手の育成 地域資源を活用した産業の創出
	工業等生産力の強化	中小企業・小規模企業への支援対策の充実 多様な連携・交流による産業の創出 産業人材の確保
	企業誘致	立地環境を活かした企業の誘致
商業	商業環境の整備	魅力ある個性的な商業環境の整備
	商業経営の強化	個店の魅力づくり 商業経営の安定
	観光商業の展開	観光施策と連携した商業の充実
観光	観光資源の保全・開発・活用	観光資源・商品の開発 集客施設の効果的な活用
	観光振興体制の強化	誘客推進と情報発信 観光団体組織の連携と育成 地域観光連携の推進 富士登山安全対策の推進
農林業	農業生産基盤の強化	優良農地の確保・保全 農道・農業用水路の新設・維持・改修
	農業経営の安定化	農業団体組織の強化 担い手の育成・確保 新たな農業の展開
	農業と観光の連携	農業と観光の連携促進
	森林整備	治山事業・林道整備の推進 森林整備の推進
就労・雇用	就業機会確保・拡大	雇用の促進 求人情報の提供
	勤労者福祉	福利厚生の実施
情報・交流	情報発信	情報発信手段の拡充 地域情報の発信
	国際交流の展開	国際交流の推進 姉妹都市交流の推進 ホストタウン交流の継続

第1節 地域振興・移住定住



現況と課題

- ◆ 慶應義塾大学からの提案により、2013（平成 25）年に市民活動を支援する組織である財団法人を設立しました。現状においては、地域おこし協力隊や市民団体などと連携する中で、空き家の活用事業や中心市街地活性化プロジェクトなど様々なまちづくり事業を展開しています。
- ◆ 市内の中小企業・小規模企業は、経営者が高齢化しているところが目立ち、後継者の確保ができないため経営が順調であっても廃業を選択するケースもあり、円滑な事業継承が大きな課題となっています。一方、近年は廃業率が開業率を上回る傾向があることから、経済の新陳代謝等のためにも、創業促進の重要性が高まっています。
- ◆ 増加する空き家や空き店舗の活用等により、都市圏の企業が豊かな自然等の環境に恵まれた地方にサテライトオフィスを置き、仕事をするすることで、生産性を高める効果が注目されており、人口が減少している本市もその立地が期待されています。ワーケーション^{*1} 環境を整備し、二拠点住居の推進をすることで関係人口を創出していきます。
- ◆ 人口の減少は、高校卒業時などの若年層の市外への流出と、その後も各世代を通じて流出が流入を上回る状況が続いていることによる「社会減」が大きな要因となっており、まずは流出を抑制し、市内への定着、定住を増やすことが肝要です。
- ◆ 勤労者の福利・定住施策として勤労者住宅資金融資を行っていますが、より利用しやすい制度とするために、融資限度額、金利、期間を改正しました。本改正による利用状況の経過を見守るとともに、定住促進を含めた仕組みづくりが必要とされます。
- ◆ 人口減少の主たる要因が未婚化・晩婚化であることから、成婚を後押しし、市内への定住を促進するための支援施策が求められます。
- ◆ Uターン、Iターンによる市外から市内への人口の呼び込みのために、2015（平成 27）年度から移住・定住希望者に対する情報発信及び相談窓口としてふじよしだ定住促進センターを設置し、移住・定住に向けた施策が展開されています。移住希望者の経済的な基盤をどのように確保するかが課題です。

●ドットワーク Plus

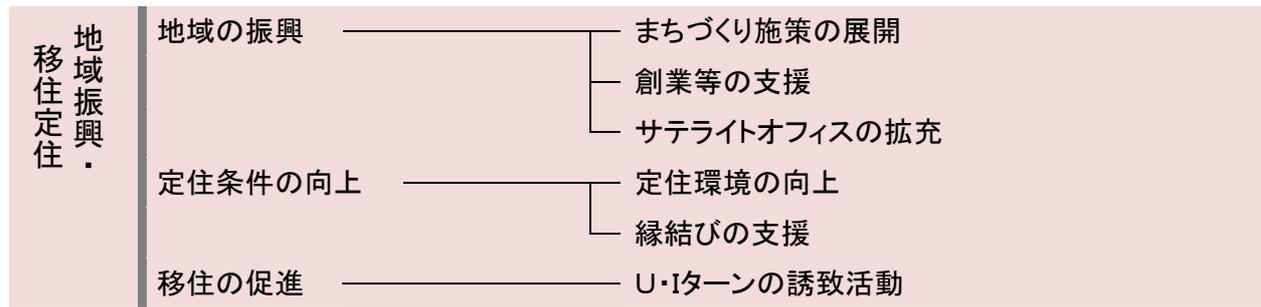


●よしだの暮らしの相談室



*1)ワーケーション：Work(仕事)と Vacation(休暇)の合成語。リゾート地や地方部など、普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得を行うこと。あるいは休暇と併用し、旅先で業務を組み合わせる滞在のこと。

施策の体系



施策

(1) 地域の振興

①まちづくり施策の展開

魅力と活力のあるまちづくりに向けて、市民団体を中心として、地域おこし協力隊などとも連携し、まちづくり事業を展開していきます。また、設立した活動支援のための財団法人を活用し、主役となる市民団体の活動と連携を図っていきます。

②創業等の支援

経済の新陳代謝と社会の多様性拡大が期待でき、雇用の創出にもつながる新規創業や、長年地域を支えてきた企業の円滑な事業承継に対する支援施策を促進します。

③サテライトオフィスの拡充

空き家、空き店舗を有効活用し、大都市近接の地理的条件や富士山麓の優れた自然環境のもとで、豊かな働き方の実現と居住人口の確保を目指した、富士吉田まるごとサテライトオフィス事業におけるワーケーション環境の整備を進め、関係人口の創出により地域活性化をさせていきます。

(2) 定住条件の向上

①定住環境の向上

移住・定住希望者の受入体制の充実・強化を図るため、定住促進奨励金制度を運用するとともに、空き家・空き店舗バンク制度、勤労者向け住宅資金融資制度の運用により勤労者などの地元への定着促進を図り、定住の環境を向上させていきます。併せて、これらの情報を、ふじよしだ定住促進センター、ハローワーク及び山梨県等との連携をする中で広く発信し、本市での暮らしの魅力を積極的にPRすることで、市内への定住増加を促していきます。

②縁結びの支援

未婚化・晩婚化に対応するため、縁結びお世話人ネットワーク事業や婚活イベント等の開催により若者の出会いの場を提供し、成婚に結びつけていきます。また、縁結び奨励金制度による結婚サポート体制の整備を進めます。

(3) 移住の促進

①U・Iターンの誘致活動

ふじよしだ定住促進センターにおいて、Uターン・Iターン希望者への情報提供を促進するとともに、移住希望者に対する相談会等を開催し、新規の定住者などの誘致、受入れを拡大させていきます。

第2節 地域ブランド



現況と課題

- ◆ 地域間競争で優位に立ち、従来以上に活性化を図っていくには、地域のブランド価値を高めることが重要です。
- ◆ ハタオリマチフェスティバルやフジテキスタイルウィークの開催などにより「富士吉田は機織りの街」というイメージが徐々に浸透してきています。今後も様々な施策を展開する中で織物の認知度が向上するよう情報発信を図っていきます。
- ◆ 富士吉田織物協同組合事務所では、従前の織物製品販売に加え、市内織物事業者の案内窓口機能を付加するとともに、地域ブランド「ふじやま織」の使用規約を定め活用を開始しました。
- ◆ 世界文化遺産である富士山の活用も含め、新たなブランド戦略も必要であり、オリジナルな名産品開発と市場開拓、観光との連携などが求められます。
- ◆ 地場産業のブランド化については、産業を観光資源と捉え、工場見学やそれを活用した新たな販路、拠点づくりなどの検討も必要とされます。

施策の体系



● 地域ブランド「ふじやま織」



(1) 地域ブランド開発

①地域ブランドの強化

「ふじやま織」のブランドを強化するため、長い歴史と高級ブランド製品を製造してきた高い技術力を基礎に、本地域が優れた繊維の産地であることの認知を向上させ、地域ブランドの確立を図ります。そのために、富士吉田織物協同組合への協力による市場への売り込みに加え、産業を観光資源と捉え新たな販路開拓を行います。織物工場での工場見学が可能なハード整備支援や直接見学できる仕組みづくり等、それらを活かした新しい販路の開拓、新たな地場産業振興拠点施設整備の検討なども進めます。また、富士山とその景観を活かした観光や高冷地の特性と豊富で清らかな水を活かした農産物などの地域ブランドを強化します。

②新商品の開発

当市の地域資源を最大限に活かした商品開発に取り組みます。富士山が世界文化遺産に登録され、国内外から注目を浴び、来訪者も増加していることから、国内外から訪れる観光客等に対し、地場産業である織物だけでなく、富士山ともに生きてきた歴史や文化、美しい景観、長い年月で培った技術、豊富で清らかな水などの地域資源を最大限に活かした新商品の開発を進めていきます。

●「ふじやま織」の製品



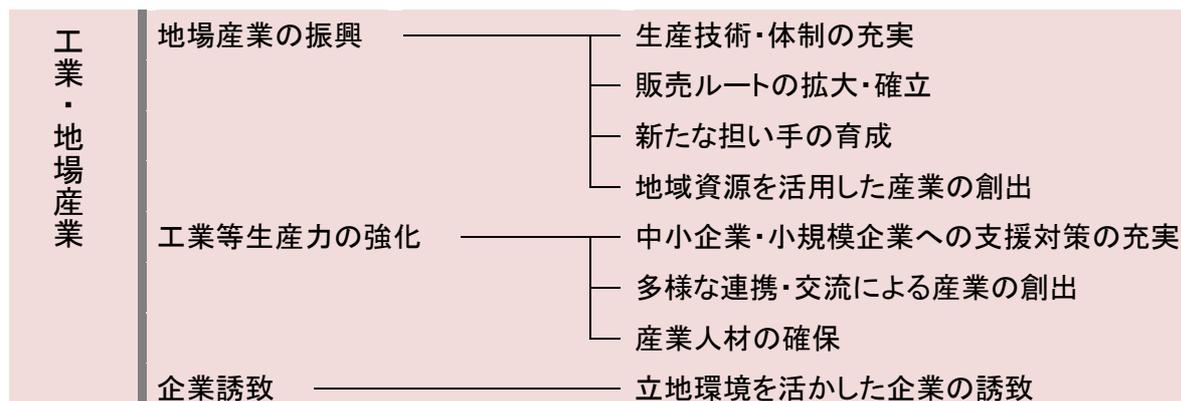
第3節 工業・地場産業



現況と課題

- ◆ 本市の地場産業である繊維産業は、織物の産地内完結生産が特色ですが、近年は担い手の高齢化、準備工程の後継者不足等により、岐路に立たされている状況にあり、その維持が危ぶまれていることから、これを産地全体の課題と捉え、解決に向け関係団体が連携していくことが重要です。
- ◆ 主流の取引形態がOEM*1であることから、これからは、本市が優れた織物の産地であることの認知度を高め、独自の販路拡大を目指すことが必要です。国内外の主要展示会への出展、販売イベント助成などのほか、「ハタオリトラベル」等の活動や「ハタオリマチのハタ印」の取組により成果を上げています。
- ◆ ものづくりやデザインに関心を持ち学ぶ若者は多く、富士山テキスタイルプロジェクトにより学生と協働での新商品開発等を行っているほか、新規雇用者に対する雇用支援を行っています。
- ◆ 山梨県富士技術支援センターの支援により、新たな生産技術や知識を供給する仕組みができていますが、さらに、当技術支援センターや織物協同組合、商工会議所等が協働した一層の事業展開が求められます。流通を巻き込んだ商品開発のほか、産業を観光資源として活用するための基盤の強化も必要です。また、地域性を活かした新たな産業創造への取組も課題です。
- ◆ 様々な要因により経済状況が変動する中、事業承継ができず廃業する中小企業・小規模企業が見られます。中小企業・小規模企業への支援として資金融資等を行っていますが、円滑な事業承継や新たな創業の支援など、自立を念頭に、社会情勢を勘案しつつ必要な支援内容に見直ししていく必要があります。
- ◆ 多様な大学との連携関係を構築しており、それらの産業活動への活用の深化が望まれます。
- ◆ 精密機械、電子情報通信機器等の分野を含む製造業においては、産業構造の変容や人口の少子高齢化、大都市圏への集中等の影響で、人材の確保が大きな課題となっています。
- ◆ 企業立地ニーズに対して用地不足等から誘致機会を逸している面もあります。企業誘致に関する情報を集約し着実な企業立地につなげるシステムづくりが必要です。

施策の体系



*1) OEM: オリジナル・エクイPMENT・マニユファクチャー。委託者のブランドで生産すること。

(1) 地場産業の振興

①生産技術・体制の充実

市場において高評価を得ている高い生産技術を維持継続するため、山梨県富士技術支援センターとの連携を強化していきます。また、産地としての機能を維持発展させるため、中長期的な視点に立った分業体制の見直しや担い手の確保、他産地との連携等を支援していきます。

②販売ルート拡大・確立

これまでの販路拡大への取組とともに、優れた繊維産地であることの認知を高め、流通を巻き込んだ商品の開発や新たな販路開拓に取り組みます。また、観光客に向けたホテルや観光施設等との連携による商品の開発を行うとともに、経済産業省認定のジャパンプランドや山梨県の各種事業等と連携し、欧米等海外市場への展開を目指す織物業者を支援していきます。

③新たな担い手の育成

地場産業の担い手・後継者の養成確保に向け関係機関が認識を共有し、産学官連携による取組を支援します。また、ものづくりやデザインに関心の高い学生やデザイナーに対して一定のルールを設けて素材を提供する事業や、地元小中学生及び高校生に地場産業である「織物産業」について学べる教材を提供し、ものづくりの素晴らしさや可能性を伝える事業に取り組みます。さらに、準備工程を含め、繊維産業の維持発展を目指す取組を支援していきます。

④地域資源を活用した産業の創出

新しい観光素材として、織物工場に展示や販売、商談機能をもつファクトリーショップを併設する取組を支援します。また、富士山の豊富で清らかな水と高冷地の気候で栽培できる農産物等を活用し、異業種連携による新商品開発などを、国・県及び関係機関等と連携して支援します。

(2) 工業等生産力の強化

①中小企業・小規模企業への支援対策の充実

中小企業・小規模企業に対し、富士吉田商工会議所や市内金融機関など関係機関と連携し、富士吉田市小口融資資金等各種融資制度の整備充実や安定経営に向けた指導、研修等を積極的に実施し、企業の合理化、近代化、環境整備を促進します。また、創業や事業承継に向けた支援の強化を図ります。

②多様な連携・交流による産業の創出

大学との連携、金融機関との連携、農商工連携、産学官連携などのネットワークを強化し、本市の環境に適した、地域資源活用型等の産業の創出、振興を検討、推進していきます。

③産業人材の確保

周辺地域を含めた地元企業の雇用需要を把握し、地元での就職やU・Iターンを促進するための施策を検討、推進していきます。

(3) 企業誘致

①立地環境を活かした企業の誘致

富士山麓の豊かで美しい自然環境や首都圏から近い地理的条件、富士吉田忍野スマートインターチェンジの供用開始による交通インフラの改善効果などを最大限発揮し、山梨県宅建協会や市内金融機関、開発事業者などで構成する「富士吉田市企業立地促進ネットワーク」を活用することによって、優良企業の誘致を積極的に推進します。また、空き店舗等を有効に活用した製造業にとらわれない産業の事業所誘致についても積極的に推進します。

第4節 商業



現況と課題

- ◆ 本市商業は、多くの地方都市の例に漏れず、自家用車の普及や郊外型店舗の出店展開等により大きく環境が変化し、中心市街地の商店街は衰退が続いています。
- ◆ こうした状況に対し、商工会議所を通じ、商業者、商業団体の創造的、積極的な取組に助成を行っています。2015（平成 27）年度からは、「富士吉田市創業支援事業計画」に基づき新規出店者（創業）に対しきめ細やかな指導を関係機関とともに行っていますが、地域経済の活性化を図るために、創業者に限らず既存の事業者ニーズに対しても柔軟に対応することが求められます。
- ◆ 個店（個々の店舗）においては、店主の高齢化や後継者の確保が課題となっており、後継者への事業継承がスムーズに行えるようなバックアップも求められます。
- ◆ こうした中で、移住者等の若い世代が中心市街地の空き店舗等をリノベーションしてゲストハウスを開設するという新たなビジネスにチャレンジする例も見られます。
- ◆ 世界文化遺産である富士山を擁し、海外からも含め訪れる観光客が増加している本市においては、観光を商業に結びつけて活性化していくことが期待されます。現状においては、観光客の増加による飲食店への好影響はあるものの、その他の商店への影響は見られない状況です。
- ◆ 道の駅富士吉田物産館コーナー内に「ふじやま織」や地元野菜販売コーナーも設け、地場商品の売り込みを積極的に行っています。

施策の体系



(1) 商業環境の整備

① 魅力ある個性的な商業環境の整備

既成市街地内を人々が楽しく散策できる商業環境を形成するため、山梨県の制度などと連携する中で商店街の環境づくりを推進していきます。特に、移住者や若者等による空き店舗のリノベーションなど、新たな活力と再生に向けた取組を支援していきます。

(2) 商業経営の強化

① 個店の魅力づくり

商店街の活性化の基本である個々の店の魅力ある事業展開に対して、関係機関と連携して経営の改善・近代化に対し支援するとともに、新規創業への支援も強化していくことにより、特色ある個性と創造性を持つ「個店」づくりを促進していきます。

② 商業経営の安定

商業全体の質の向上を目指し、富士吉田商工会議所等関係機関と連携し、経営相談や経営指導の充実を図り、事業承継も含め、経営基盤の強化へ向けた支援を行います。

(3) 観光商業の展開

① 観光施策と連携した商業の充実

富士山の世界文化遺産登録をきっかけに多くの観光客が本市を訪れるようになっていることから、オリジナル商品の開発やサービスなど個々の商店の魅力を向上させるとともに、観光施策と連携して観光客に対する商品情報の発信を強化し、商業の活性化を目指します。また、本市「道の駅富士吉田」への集客数の多さは国内有数であることから、地場産品やオリジナル商品の売込み等を積極的に行っていきます。

● 道の駅富士吉田



第5節 観光



現況と課題

- ◆ 本市は、2017（平成29）年に「富士吉田市観光基本計画」を策定し、観光客の増加はもちろん、観光客の皆さまの満足度向上を目指し、各種事業を展開してきました。この観光基本計画の策定から5年が経過し、その間に社会情勢等も大きく変わっていることから、2023（令和5）年度に向けて、現状における観光動態分析等を実施する中で、より効果的かつ実効性のある施策を展開できるよう「富士吉田市観光推進計画」を策定することとしています。
- ◆ 本市の東の玄関口である道の駅エリアには、道の駅富士吉田をはじめ、富士山レーダードーム館、富士山アリーナ、地ビールレストラン、アウトドアショップなど数多くの観光施設が存在し、年間160万人を超える観光客が訪れる観光集客拠点となっています。2021（令和3）年度にはレーダードーム館の展示をフルリニューアルし、また、2023（令和5）年度には国道を挟んだふじさんミュージアムエリアに富士の杜・巡礼の郷公園も新たにオープンを迎えます。さらには2022（令和4）年7月に富士吉田忍野スマートインターチェンジも開通し、今後ますます集客が期待できるエリアとなります。これらの各施設の機能を最大限発揮する中でエリア全体としての魅力を高め、さらなる地域経済の活性化を進めていきます。
- ◆ 道の駅及び富士山駅では、観光案内所において本市のみならず富士北麓地域を中心とした広域観光案内を行い、周遊観光を促進しています。また、2017（平成29）年度からは移動式観光案内所を導入し、各種イベント会場などへ出張し、観光PRを行っています。
- ◆ 昨今の新型コロナウイルスの感染拡大によりインバウンド（訪日外国人旅行者）需要が大きく減少し、市内の宿泊事業者や飲食店の経営状況は非常に厳しいものとなっています。今後においては、新型コロナウイルスの感染状況を注視する中で、アフターコロナ、ウィズコロナという環境下での観光振興を視野に入れ、インバウンド需要の回復に向けた受入環境の充実を図っていきます。
- ◆ 新倉山浅間公園桜まつりやハタオリマチフェスティバル、フジテキスタイルウィークなどの開催により、全国へ向けて本市のPRを行い、観光客の誘客を図っています。また、イベントを通じて中心市街地を訪れていただくことにより、関係人口、交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化へ取り組んでいます。さらに夜の観光消費を促進するナイトタイムエコノミー事業を展開し、富士五湖エリアで一番の歓楽街であった西裏地区の活性化を図っています。
- ◆ 観光地としての魅力を一層向上させるためには、「おもてなしの心」で内外の旅行者を惹きつける人材の確保・育成の場が必要です。また、観光資源磨き上げへの市民との協働体制の強化が重要となります。
- ◆ 観光振興体制の拡充には、観光関係の組織の育成とそれらとの有機的な連携が必要であり、マスコミの活用、観光キャンペーンの実施、観光魅力アップ補助金の活用等を実施しているほか、（一財）ふじよしだ観光振興サービスへの事業委託や観光事業者との連携強化に努めています。

- ◆ 観光旅行者の行動範囲は広域にわたるため、観光施策も広域的な連携が重要です。市では、「富士山・富士五湖地域等広域観光事業」により、ルートマップやポスター作成等のほか、山梨県主催の旅行業者等商談会やイベントへの参加、インバウンド商談会への参加、これらによる着地型旅行商品の企画開発等を進めています。広域観光コースに組み込める観光資源の構築、大型観光バス駐車対応の強化、自治体間及び民間観光事業者との一層の連携強化、観光振興の人材育成の広域対応等が課題です。
- ◆ 安全安心な富士登山の観光施策として、案内人登録業者の講習会で適切な観光案内の指導を行っているほか、救護所連携会議を立ち上げ、救護体制の連携・情報共有を図り安全対策に繋がっています。五合目総合管理センター・山小屋・救助会・ガイド等とのさらなる連携強化、ヘルメット着用の推奨などが課題です。

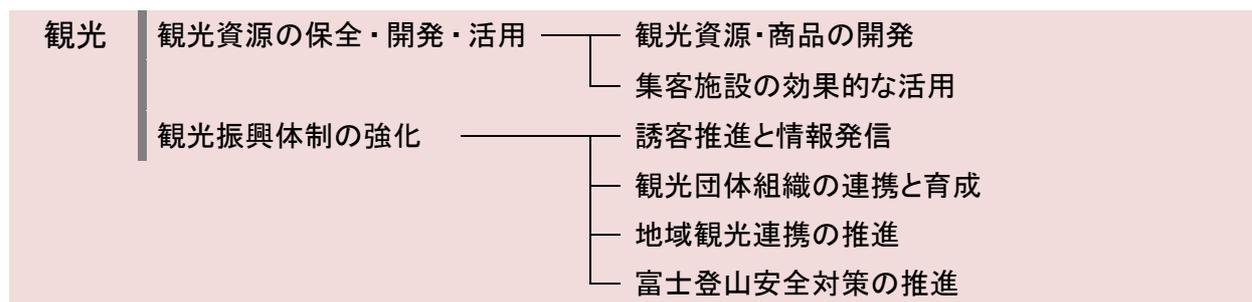
● 新倉山浅間公園桜まつり



● ハタオリマチフェスティバル



施策の体系



施策

(1) 観光資源の保全・開発・活用

①観光資源・商品の開発

歴史的資源や景観資源の保全と整備、文化の継承に取り組むとともに、「富士吉田市観光基本計画」に基づき、本市の魅力を最大限に引き出し、観光客の増加へ向けた各種事業を展開します。また、アフターコロナ、ウィズコロナを見据えた中で「富士吉田市観光推進計画」を策定し、今の時代に即した有効かつ効果的な観光施策を実行していきます。

②集客施設の効果的な活用

ふじさんミュージアムエリアに完成する富士の杜・巡礼の郷公園、また、道の駅エリアに今後整備が予定されているジビエ加工センターなど、当該エリアには新たな魅力的な施設が誕生します。これらの新たな施設と既存施設の魅力を融合する中で、さらなる同エリアの魅力アップを図り、全国に誇れる観光集客拠点を目指します。

(2) 観光振興体制の強化

①誘客推進と情報発信

本市の魅力を最大限に引き出すイベント等の開催や観光エージェント等との商談を積極的に行うことにより、本市への誘客を推進します。情報発信には、SNSなどの情報ツールやメディアを有効に活用し、国内のみならず海外へも積極的な発信を図るとともに、本市を訪れる観光客からの情報発信の環境も強化していきます。

②観光団体組織の連携と育成

(一財) ふじよしだ観光振興サービスが核となり観光関連団体を取りまとめ、観光商品開発、イベント運営、誘客事業などで連携を図ります。また、地域資源を活用した着地型観光の推進等において、市民との協働による地域をあげた体制の強化を図るとともに、誘客力の一層の強化のため、組織体制や地域との連携のあり方等について検討を加えていきます。また、観光経営マネジメントや観光地域づくりの人材育成に努めます。

③地域観光連携の推進

富士五湖観光連盟や山梨県等と連携し、イベントへの参加、旅行業者等商談会、インバウンド商談会への参加により誘客を図っていきます。また、富士五湖観光連盟、富士山五口協議会等との連携事業を通じて、広域的な観光周遊を促進していきます。一方、リニア中央新幹線の開通と山梨新駅の設置による経済効果等を獲得するため、交通事業者等との連携を図る中で、富士北麓地域、本市への誘客を促進していきます。

④富士登山安全対策の推進

7月1日からの夏山開山期間中について、山梨県が管轄する五合目総合管理センターと連携を図る中で、六合目安全指導センターにおいて、安全登山の指導及び啓発を行っていきます。突発的噴火及び落石事故等に備えるため、ヘルメットの着用を推進し、六合目安全指導センターにて、ヘルメットの無償貸出を行い安全登山の推進を図ります。また、高山病などの傷病者に対応するため、八合目救護所を中心に、山梨県の管轄する五合目及び七合目救護所と連携し、登山者の安心・安全を確保するとともに、吉田口旅館組合、富士山案内人組合等の関係団体と連携し、さらなる安全登山を推進していきます。

富士登山についての情報を富士登山ガイドマップや富士山吉田口登山ウェブサイトにより周知し、各種富士登山関連書籍やメディア等を有効に活用する中で、情報の発信を行っていきます。併せて、麓から唯一歩いて登ることのできる吉田口登山道を活用し、富士山の自然や文化、信仰の歴史を感じながら登山する「麓から登山」の推奨も進めていきます。

●リフレふじよしだ



●ふじさんミュージアム内部



●登山ヘルメット貸出(富士山安全指導センター)



第6節 農林業

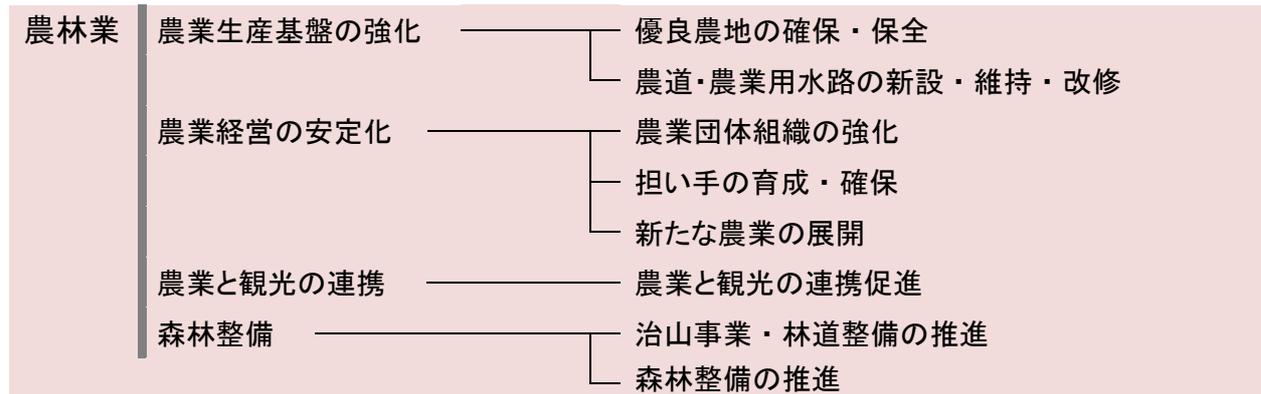


現況と課題

- ◆ 本市は農耕に不向きな土地条件で、古くは雑穀や麦作などが行われ、戦後は稲作も拡大させてきましたが、農業の規模は総じて小さく、農家数や農業従事者も減少が続いています。
- ◆ 認定農業者も高齢化しており、新規就農者も含め担い手、後継者の確保が課題です。また、農業奨励補助金を農業生産者等に支給し、経営体制強化を支援しています。
- ◆ 農業生産者等の利便性や作業効率を高め耕作放棄地解消と有効利用を目指すためには、定期的な農地利用状況調査に基づいた農地の集積等のゾーニング*1が必要です。
- ◆ 2014(平成26)年度に農地中間管理機構が設立され、機構を通じた農地の賃貸借が可能となり、農地利用権設定が進みつつあります。また、中山間地域等直接支払制度(協定参加2団体)により農業生産活動等を継続するための活動に取り組んでいます。
- ◆ 農村地域における災害対策上の緊急性や重要性の観点から安定的な農業経営や安心安全な農村生活を実現するために、2016(平成28)年度より2020(令和2)年度の5ヶ年計画を3年間延長し、2023(令和5)年度までの8ヶ年計画で農村地域防災減災事業を実施しています。本事業は、明見地域における連絡・連携を図るため、農業用水路、農道等の農業基盤整備を行うものです。
- ◆ 農業者団体による田植え体験、朝市事業、観光農業事業等を支援していますが、農業と市民、観光を結びつけるこれらの取組を充実していく必要があります。
- ◆ 森林は様々な公益的機能を持ちますが、林業の衰退により、荒廃が進んでいます。市有林において、間伐材を合板材やチップ材に加工しているほか、林業振興事業として森林組合への補助とともに、松くい虫及びナラ枯れ駆除事業を実施しています。
- ◆ 台風及び集中豪雨の増加により倒木並びに崩落箇所が増加しており、林道パトロール等により、災害時の倒木撤去や林道法面崩落対策工事など維持管理を実施しています。
- ◆ 森林法改正により林地台帳制度が法制化され、台帳システムの導入整備が求められます。また、鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法が森林整備計画に追加されました。
- ◆ 鳥獣被害防止活動には猟友会会員の高齢化により、新規会員確保が課題となっています。

*1)ゾーニング:農業振興地域整備計画や都市計画等の土地利用計画等において用途に応じた地区の区割り等を行うこと。

施策の体系



施策

(1) 農業生産基盤の強化

①優良農地の確保・保全

農地利用状況の調査を続け、農地中間管理機構との連携等により、遊休農地、耕作放棄地の解消を進めます。

②農道・農業用水路の新設・維持・改修

竣工から時間が経過し、改修を要する農道及び水路が増加する状況に対し、計画的な改修を実施していきます。また、農道や水路の改修等に当たっては、安全性を考慮した整備に努めます。

(2) 農業経営の安定化

①農業団体組織の強化

本市の自然環境や資源を活かした作物や栽培方法の確立のため、農地の集積や農作業受委託により農業経営の基盤強化を図るとともに、農業生産体制整備に向け生産組織や直売管理組織等の活動を支援します。また、農地中間管理機構を通じた農地の利用集積や、新規就農者、農地所有適格法人等の参入を支援していきます。

②担い手の育成・確保

農業経営改善計画や青年等就農計画の認定を受けた農業者・組織経営体及び今後認定を受けようとする農業者・生産組織を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入を含む生産方式や経営管理の合理化など、経営改善方策の提示による重点的指導や研修会を開催する中で、担い手の育成、確保を図ります。

③新たな農業の展開

本市農業の活性化及び農業経営の安定化を図るため、高度な環境制御技術を取入れた施設園芸により通年安定供給を可能とし、さらに農作物を加工し、新たな販路を拡大することで、6次産業化を促進します。また、太陽光や豊富な伏流水等を利用した再生可能エネルギー活用の促進を図ります。

(3) 農業と観光の連携

① 農業と観光の連携促進

田植えや稲刈り、農産物の収穫体験を農業者と連携して実施し、本市の農業が観光資源のひとつとなるよう観光農業を推進します。また、農業者と連携し農産物のブランド化を目指し、他地域との差別化を図り活力ある産地を形成します。

(4) 森林整備

① 治山事業・林道整備の推進

健全な森林育成を推進し、森林の持つ様々な働きを高度に発揮させるとともに、保安施設などの整備の推進に関係機関に働きかけていきます。また、老朽化が進む林道については、計画的な改修を実施していきます。

② 森林整備の推進

林地台帳を整備し、森林の土地等の帳簿情報とそれに対応する地図情報を一元的に管理することにより、森林施業の集約化等を推進します。また、森林環境税（2024（令和6）年度から課税、年額1000円/人）の徴収に先行して、森林経営管理制度の施行とあわせて、2019（令和元）年度から譲与が開始されたことに基づき、本市の貴重な財産である諏訪の森などの松林を保全するため、松くい虫及びナラ枯れ対策等の森林環境譲与税を財源とした各種森林整備に関する施策を推進します。さらに、新規狩猟免許取得者への助成金を交付し、鳥獣被害防止活動を進めます。

● 草刈水路清掃



● 松くい被害



● レンゲ



● 稲穂検査



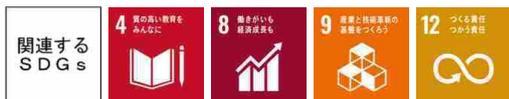
● 吉田小学校田植え体験



● 野菜苗販売



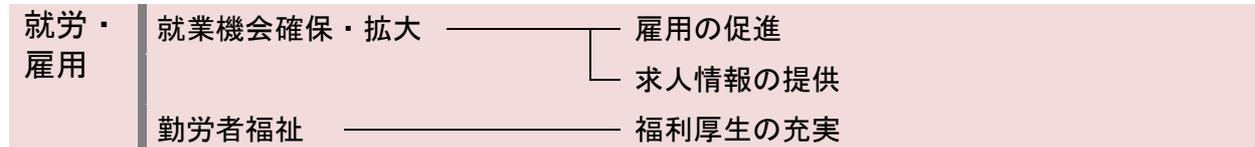
第7節 就労・雇用



現況と課題

- ◆ 経済情勢の変動が雇用需要に直結しており、瞬発的な求人の減少はあるものの、全体として需要は伸びています。しかし、一方で、労使間で需給が噛み合わない部分も顕在化していること、また、少子高齢化の影響や若い世代の進学率の向上、その後の就職先の都市圏への集中等により、若い世代の流出が進み、結果的に地域の産業の担い手の減少につながっています。
- ◆ 中小企業単独では取り組めない福利厚生制度を確保し、企業間格差を少なくするため、勤労者共済会を設置、支援を行うことで、勤労者のみならずその家族の福利厚生の充実を図っています。この参加事業所数は横ばいで推移していることから、事業の周知による活用拡大に努める必要があります。

施策の体系



●シルバー人材センター活動の様子



(1) 就業機会確保・拡大

①雇用の促進

地域の労働需要に応えるため、関係機関と連携し、市内出身者や移住希望者に対して本市の子育て制度や周辺地域の雇用情報、空き物件などへの入居関連施策等をまとめて発信し、地域産業の担い手確保につなげます。また、高校生までに地元に戻ってくる選択肢を考えてもらう機会を関係機関と連携して提供します。さらに、地元企業とシルバー人材センターとの連携により、労働意欲のある高齢者の雇用拡大を目指します。

②求人情報の提供

ハローワークと連携し、市内や周辺地域での求人情報の積極的な提供に努めます。また、就職ガイダンス等を積極的に開催するとともに、関係機関が実施する就職相談などの情報提供に努めます。

(2) 勤労者福祉

①福利厚生の充実

中小企業・小規模企業に対して勤労者共済会への加盟を奨励するなどにより、中小企業・小規模企業における勤労者の福利厚生を促進します。

●就職セミナー



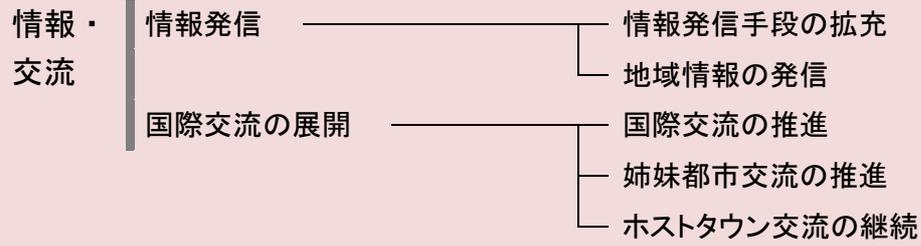
第8節 情報・交流



現況と課題

- ◆ 情報通信媒体の進化や普及により、SNS等情報発信の選択肢が多彩になっています。これらをまちづくりに有効に活用していくことが重要です。
- ◆ CATV富士五湖やエフエムふじごこ等のマスメディアを活用して市の情報発信にも努めています。また、市民に向けて市のホームページや観光客等に向け富士吉田市観光ガイドを運営し、各種情報を掲載しています。外国人に対しては、英語広報誌、ホームページ、メール等によりその都度必要な情報を発信しています。
- ◆ ICTの急速な進展と世界規模での新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインを使用する機会が急速に増え、離れた場所でもリアルタイムで双方向のやり取りが可能になるなど、交流の幅が広がっています。費用や手軽さなどの観点から、今後新たな交流の形態として大きな可能性を秘めているといえます。しかし、直接自分自身で体感したり、同じ空間で互いの体温を感じることで得られる交流は、オンラインでは得られるものではありません。このように、メリットや特徴を理解したうえで、最適な交流方法を選択することが必要です。
- ◆ 全国的に問題となっている人口減少に歯止めをかけ、定住人口や交流人口を増やし、激化している自治体間の競争に勝ち残っていくためには、地域の魅力や認知度をさらに高め、コンベンション誘致を図るなど、市民と一体になって本市を国内外にPRしていく必要があります。
- ◆ 世界遺産富士山を有する国際観光都市として、また、グローバル社会にあって、本市が意義ある存在であるためには、地域の国際化が重要です。その上で有用なのが国際交流施策であり、姉妹都市交流や国際交流員などを基本として、市民の異文化理解や国際対応能力の醸成を目的とした交流事業を実施しています。
- ◆ 市国際親善委員会など市民団体等と連携・協力して実施することで、市民主体の国際交流の機会が拡大してきました。しかしながら、メンバーの固定化や高齢化などにより、参加者が減少傾向にあります。
- ◆ 本市は、コロラド・スプリングス市（アメリカ）、シャモニー・モンブラン市（フランス）と姉妹都市締結をしています。姉妹都市との信頼関係に根差した交流は、文化・産業・観光、教育など様々な分野で市民レベルで展開し、相互理解の推進と国際社会で活躍できる人材育成と地域の国際化に寄与してきました。しかしながら、世界規模での新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対面での交流が絶たれるとともに、新たな交流の在り方を検討する段階に入っています。
- ◆ ラグビーワールドカップ2019日本大会及び東京2020オリンピック競技大会において、ラグビーフランス代表チームが本市でトレーニングキャンプを行ったことを契機に、フランス共和国との人的・経済的・文化的な相互交流を行っています。また東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後も、大会のレガシー創出として日本人オリンピック等との交流を展開しており、このレガシー創出やフランス共和国との交流は一過性のものとせず、継続していくことが求められています。

施策の体系



●フランスの高校生との交流



●日本人オリンピックとの交流



<写真:JOC>

(1) 情報発信

①情報発信手段の拡充

CATV（CATV富士五湖）やコミュニティFM（エフエムふじごこ）等のマスメディアの活用や富士吉田市観光ガイドなどの各種ホームページを運営し、地域情報の発信手段として有効に活用していくとともに、本市の産業や企業、移住等の情報を発信していきます。また、ふるさと納税制度を活用して特産物等を全国にアピールする手段・媒体として活用を図ります。

②地域情報の発信

本市の魅力を広く伝えることによりイメージの向上を図り、移住・定住者の増加、産業の振興、観光振興につなげるため、シティ・プロモーションの展開や各種媒体を含めた効果的な情報発信内容について検討を進め、実施していきます。

(2) 国際交流の展開

①国際交流の推進

グローバル社会にあって本市が意義ある存在であるためには、地域の国際化が重要です。姉妹都市等との相互交流の推進及び国際交流員を中心とした異文化理解・国際感覚の醸成などを通じた人づくり・まちづくりを推進します。幅広い市民が国際交流や異文化理解等の機会に触れられるよう、市国際親善委員会などの市民団体と連携・協力して取り組むとともに、市民団体の組織強化のための環境整備や情報提供などに積極的に協力していきます。青少年が参加できる機会を確保し、次世代の担い手の育成に取り組むとともに、本市で生まれ育ったことを誇りに思える人づくりに繋がります。ICTを活用したオンライン交流を取り入れ、対面での交流と併せてメリットや特徴にあわせた交流の機会の拡大を図ります。

②姉妹都市交流の推進

国際姉妹都市であるコロラド・スプリングス市（アメリカ）及びシャモニー・モンブラン市（フランス）との継続的な相互交流が、市民の異文化理解・国際感覚の醸成の機会となり、地域の国際化を促進しています。姉妹都市をというプラットフォームを活かし、教育・文化・経済・スポーツ等幅広い分野で、幅広い民間団体や市民による交流を推進します。特に青少年の姉妹都市派遣などを通し、地域社会を担うグローバル未来人材育成につなげていきます。

③ホストタウン交流の継続

ラグビーワールドカップ2019日本大会や東京2020オリンピック競技大会において、ラグビーフランス代表チームが本市でトレーニングキャンプを行ったことを契機に、観光施策とも連動し、市の知名度向上につなげていくため、ホストタウン交流計画に基づき、本市が地域一体となり国際交流都市としてフランス共和国との人的・経済的・文化的な相互交流を行います。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを創出するため、今後もJOCパートナー都市としてオリンピックムーブメントを推進することにより日本人オリンピック等との交流を展開していきます。

目標指標

指標	2016 (H28) 年度 数値*1	2022 (R4) 年度 目標値*1, 3	2021 (R3) 年度 数値*2	2022 (R4) 年度 目標値に 対する達成度	2027 (R9) 年度 目標値*2, 3
事業所増減率	△13.4%	△4.0%以内	△1.6%	250%*4	△4.0%以内
織物推定生産額	7,020 百万円	7,772 百万円	4,417 百万円	56.8%	7,772 百万円
観光入込客数	517 万人	622 万人	261 万人*5	42.0%	622 万人

*1) 2016 年度数値は 2006 年度の事業所数 3,862 件を基準とした数値、2022 年度目標値は 2017 年度を基準とした数値

*2) 2021 年度数値は 2018 年度を基準とした数値、2027 年度目標値は 2021 年度を基準とした数値

*3) 目標値については、中間期における基本計画の見直しを前提とした 2022(令和4)年度(5年後)と、目標年次である 2027(令和9)年度(10 年後)の指標を掲載している。

*4) 2022 年度目標値に対する達成度は(2022 年度目標値/2021 年度数値)×100 としている。

*5) 「令和3年山梨県観光客入込統計調査」結果による。

● フランスラグビー代表チームとの交流



第6章

みんなで未来を考え取り組む健全な 『地域経営』の推進

●施策分野

- 1 コミュニティ
- 2 男女共同参画・人権
- 3 市民参加・情報公開
- 4 公共施設等
- 5 広域連携
- 6 行財政運営

● コミュニティ活動



第6章

みんなで未来を考え取り組む健全な『地域経営』の推進

[施策区分](節)	[中項目](細節)	[施策]
コミュニティ	コミュニティ活動促進	自治会活動への支援 多文化共生の推進
	活動環境の充実	施設の効率的な管理の推進 施設の整備
男女共同参画・人権	人権尊重	人権擁護体制の充実
	男女共同参画社会形成	男女共同参画の推進
市民参加・情報公開	協働社会づくり	市民参加機会の拡大 市民協働意識の醸成
	情報共有	広聴・広報活動の推進 情報公開の推進 マイナンバーの運用
公共施設等	公共施設等の適正管理	公共施設の管理と活用 公有財産の適正取得・処分
広域連携	広域連携体制拡充	広域行政の充実
行財政運営	健全な行政運営	健全運営の推進 事務処理システムの効率化
	適正な人事管理	適正な人事管理の推進 職員研修の充実
	健全な財政運営	自主財源のさらなる安定確保 健全で効率的な財政運営の推進

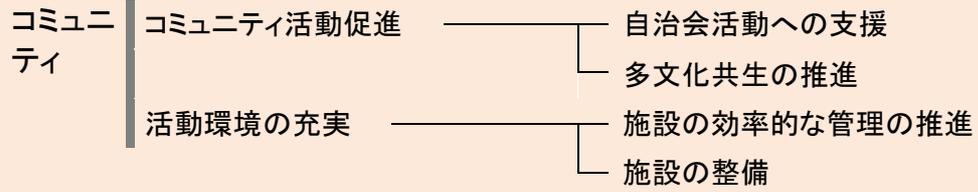
第1節 コミュニティ



現況と課題

- ◆ 福祉や防災、防犯分野などでの互助・共助の必要性などから、コミュニティの重要性は、ますます高まっています。しかし、本市のコミュニティの中核をなす自治会は、2022（令和4）年4月1日現在の加入率が67.6%となっており、年々減少傾向にあり、若年層の加入促進のための取組が必須となっています。転入世帯や未加入世帯に対し、ホームページなどを活用し、自治会の必要性などについての情報発信、啓発に努める中で加入促進を図る必要があります。また、運営が厳しい自治会も発生しています。
- ◆ 自治会活動、NPO・ボランティア団体の活動を支援するとともに、地域協働推進員の任命による自治会活動のサポートや市民団体間交流の促進など市民協働によるまちづくりをさらに進める必要があります。
- ◆ コミュニティ活動の拠点施設として、5箇所の基幹コミュニティセンター（市直営）のほか、24箇所のコミュニティ供用施設地区会館（自治会運営）を設置しています。また、下吉田中央コミュニティセンターが、老人福祉施設兼用の施設（富楽時）として2015（平成27）年に開館しました。また、市民ふれあいセンターを指定管理者制度により運営しています。
- ◆ コミュニティ供用施設は、市民グループ、生涯学習活動団体による活用などにより、地域差はあるものの、一定の利用率を保っていますが、半数以上が建築後35年を経過した施設であるため、維持管理費が年々増加しており、大規模修繕など計画的な改修が必要です。
- ◆ 2021（令和3）年度には、下吉田コミュニティセンターの改修工事が完了し、2022（令和4）年度の上暮地コミュニティセンターの改修工事、2023（令和5）年度に上吉田コミュニティセンターの改修工事を予定しており、順次改修を進めています。今後、各自治会の管理する地区会館については、地域の核となる自治会活動の拠点として設置されており、また、災害時の避難場所として指定されていることから、高齢者などの災害弱者が徒歩において避難できることが必須であり、迅速に避難できる場所にあることが必要です。しかしながら、効率的な整備・運営を進めるため、コミュニティセンターなどの公共施設による代用や、隣接自治会との共有使用などについて、各地区の状況を踏まえながら検討する必要があります。
- ◆ 2019年の入管法の改正を機に、本市においても外国人住民は増加傾向にあり、国籍や使用言語、在留資格などが多様化しています。人口減少や少子高齢化が深刻化するなか、生産年齢である外国人住民は今後も確実に増加すると思われます。これら「生活者としての外国人」が、日本人と同様に公共サービスを受容し安心して生活するための取組が必要です。また、持続可能な地域づくりを推進するためには、外国人住民が地域社会の一員として主体的に地域活動に参画するとともに、市民の多文化共生への意識啓発と、受入れ環境の整備が必要です。

施策の体系



●地域みんなで雪かき



●安心・安全地域ネット活動



(1) コミュニティ活動促進

①自治会活動への支援

各自治会の活動は、コミュニティの創生、活性化につながることから、活動や運営への支援を図ります。また、地域での主体的な新たな取組に対し積極的な支援を図り、同時に地域コミュニティ活動の啓発と自治会への加入促進に努めます。

②多文化共生の推進

今後ますます増加する外国人住民にも暮らしやすく、ともに地域を支え合う「多文化共生社会」を築きます。外国人住民が日常生活に欠かせない行政サービスや生活情報を、やさしい日本語や多言語での提供に努めるとともに、生活に必要な日本語学習の機会を提供します。異文化理解や国際感覚の醸成などを通し、相互理解を促進します。また、外国人住民の社会活動への参加を促進します。

(2) 活動環境の充実

①施設の効率的な管理の推進

コミュニティ供用施設は、コミュニティ拠点施設としてだけでなく、災害時の避難施設等の役割もあることから、安心・安全のまちづくりの観点からも継続的・安定的な維持管理を実施するとともに、施設利用の促進を図ります。

②施設の整備

老朽化した施設の整備を順次進めていきます。施設を新設する場合においても「富士吉田市公共施設等総合管理計画」を鑑みながら、既存の規模形態に捉われず、地域の状況や社会情勢に見合った新たな形での整備を検討します。

●市内のコミュニティセンター



● 下吉田コミュニティセンター



第2節 男女共同参画・人権



現況と課題

- ◆ 憲法で保障された基本的人権を守り、差別意識をなくしていくためには、人権に対する正しい理解と認識を市民一人ひとりが深められるよう、啓発、広報、教育活動を継続していく必要があります。
- ◆ 本市では、人権擁護委員、保護司、更生保護団体等の運営を助成しているほか、人権擁護委員による相談窓口を開設し、また、人権週間には啓発ビデオをCATVで放映するなど、人権啓発活動を行っています。とりわけ、現在は、子どもに対する人権教育の普及・啓発に力を注いでいますが、より幅広い層への働きかけも重要です。
- ◆ 「第3次ふじよしだ男女共同参画推進プラン」に基づき、男性や女性の固定的役割分担意識を見直し、性別だけでなく、年齢・国籍・障害の有無など、あらゆる場面で支え・認め合う環境づくりに取り組んでいます。
- ◆ 男女共同参画推進会議の開催運営や広報紙への活動報告の掲載、講演会の開催など、男女共同参画推進に努めており、その中で、社会問題である人口減少、少子高齢化、子育て支援、介護、防災活動など、あらゆる場面で男女共同参画の視点で問題を提起しています。この男女共同参画推進会議は、定例会・出前講座や各種研修・講演会への参加など、委員の積極的な活動が行われています。
- ◆ 社会全体の男女共同参画に対する理解はもちろん、参画する側も性別等に関係なく積極的に関わる意識改革が必要となり、また、ワークライフバランス*1の観点からの取組も重要です。

施策の体系



*1) ワークライフバランス:「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

施 策

(1) 人権尊重

①人権擁護体制の充実

人権擁護委員会を中心に、人権尊重に向けた教育や啓発活動を行い、市民からの人権相談が増えている現状にあります。引き続き、現状を踏まえた人権擁護体制の充実を図ります。

(2) 男女共同参画社会形成

①男女共同参画の推進

「第3次ふじよしだ男女共同参画推進プラン」に沿って、男女共同参画推進会議を中心とした男女共同参画理念の啓発、SDGsゴール5「ジェンダー平等を实践しよう」の推進や女性活躍推進法に基づき、性別や年齢、国籍、障害の有無などに関わらず、共に活躍できる社会づくりに向けた施策を展開していきます。また、市民団体間での交流や連携した活動ができる環境づくりを図るとともに、少子化による人口減少や子育て環境などを踏まえ、働き方改革・ワークライフバランスなどの考え方の周知に努めます。

●ふじよしだフォーラム



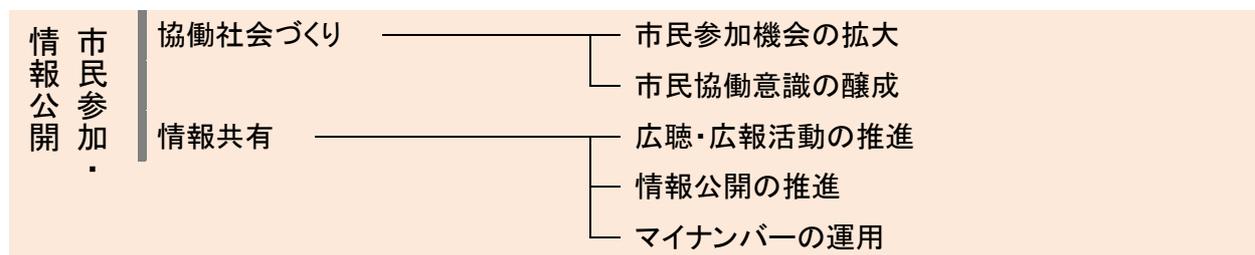
第3節 市民参加・情報公開



現況と課題

- ◆ まちづくりの主役は市民であり、市民が行政と役割・責任を分担しながら主体的・積極的に関わる協働のまちづくりの仕組みを整え、市民との協働により地域を運営していくことが重要です。
- ◆ このひとつの場として、市民が主体となる「市民夏まつり」を開催しています。市制施行をお祝いするとともに、市民の日頃の学びを披露する場を提供することで、市民相互の連帯感を高め、老若男女を問わず交流し絆を深める事業であり、地元商店会や市民団体などの積極的な参加と協力による市民総参加での手作り感溢れる行事となっています。さらなる市民活動団体の参加が課題となっています。
- ◆ 市民活動を支援するための組織として、一般財団法人ふじよしだ移住定住促進センターを中心に合同会社新世界通り、また地域おこし協力隊や企業などと連携し、中心市街地の活性化や地域の魅力発信等を展開しており、今後、さらに積極的に取り組んでいくため、組織としての基盤強化が必要となります。
- ◆ 協働まちづくりの推進には、市民と行政ができる限り情報を共有することが必要条件となります。このためには、広報・広聴活動の推進が非常に重要となります。
- ◆ 市からの情報提供は、広報紙を中心にホームページ、CATVやコミュニティFM、SNSなど、多様な手法により発信しています。今後は、それぞれの媒体の特性を活かし、年齢層を視野に入れながらターゲットを絞り、訴求力の弱い層に情報発信を展開することが必要となってきます。
- ◆ 情報公開制度に基づき、開示請求の受付処理を実施しています。個人情報の取扱いに十分留意し、開示請求に適切に対応しています。
- ◆ マイナンバー制度については、特定個人情報の安全管理措置に関する基本方針やセキュリティポリシーなど関係規程の整備等を完了しており、今後は、マイナンバーを活用したデジタル化の推進など、それらの適切な管理・運用が必要となります。

施策の体系



(1) 協働社会づくり

①市民参加機会の拡大

個人や自治会、NPO、企業、その他様々な組織等によるボランティア活動の実践を呼びかけ、その輪の拡大を図るとともに、市民夏まつりをはじめ、市民参加の場となるイベントなどを開催しながら、市民活動のリーダーとなる人材の発掘や育成を進めていきます。

②市民協働意識の醸成

市民協働によるまちづくりを推進するため、啓発活動を進めていきます。また、NPOなど、個々に活動している団体の活動支援を図るとともに、より幅広い市民の声を行政に反映できるよう、市民団体が市政に参画しやすい環境づくりと機会の促進を図ります。また、大学の知的支援を受けながら地域住民と連携し、地域社会の特性や観光資産を活かした、活力のあるまちづくりを推進していきます。

(2) 情報共有

①広聴・広報活動の推進

読みやすくわかりやすい広報紙の作成を進めます。CATV富士五湖やエフエムふじごこなどのマスメディアを活用し、市政情報を迅速かつ正確に発信していきます。また、幅広い世代へ情報を発信するためYouTubeやTwitter等のSNSを利用した情報発信も推進していきます。同時に、幅広い層の市民からまちづくりへの建設的な意見を吸収するため、インターネットや自治会等を通じた広聴体制についても充実を図ります。

②情報公開の推進

情報公開制度の的確な運用と充実への取組を進める中で、情報公開にかかわる要素に応じた整備を進めるとともに、法改正により個人情報保護制度の全国的制度統一がされる中で、法改正に合わせた適切な運用と個人情報の管理を図ります。

③マイナンバーの運用

マイナンバー制度に関しては、マイナンバーを活用したデジタル化の推進に努めていくとともに、自治体間連携も含めてトラブル等が生じないように、適切に運用していきます。

第4節 公共施設等



現況と課題

- ◆ 全国的に公共施設等が老朽化し、維持管理費用・更新費用等の増大が大きな課題となる一方、少子高齢化に伴い税収は伸び悩み、社会福祉等にかかる費用は年々増加するなど、地方財政は依然として厳しい状況にあります。こうした状況を踏まえ、本市では、長期的な視点で公共施設等の総合的、計画的な管理を行うため2021（令和3）年3月に「富士吉田市公共施設等総合管理計画」を改定しました。公共施設等の集約化や複合化など再編、長寿命化、適切な維持管理等を行い、施設類型ごとに基本の方針を示し、適切な公共施設等の管理を推進していくこととしています。
- ◆ 本市の公共施設は、建築後30年以上経過しているものが全体の5割近くを占めており、老朽化に伴う維持管理経費が増加しています。
- ◆ 民間活力の活用として、2010（平成22）年に指定管理者制度運用ガイドラインを制定して運用方法を確立し、可能な施設については指定管理の適用を図っています。
- ◆ 公共施設と一体となる土地については、価額や規模などから行財政の運営上において特に重要なものであるため、取得において適正な判断が求められます。また、処分についても、普通財産（法定外公共物含む）の払下げ、処分地一般競争入札による売払いを行っており、一定の成果を上げていますが、遊休土地の利用・処分が課題となっています。

施策の体系



(1) 公共施設等の適正管理

①公共施設の管理と活用

公共施設のうち、市役所庁舎は、地震等の自然災害発生時には、災害対策の拠点として市民生活維持のための重要な施設であり、近年の多様化するあらゆる自然災害に対応できるよう、様々な機能が集約され、誰もが安心して利用できる庁舎として建替えの推進を図ります。

②公有財産の適正取得・処分

公有財産の取得や処分に当たっては、適切な用途、必要な質及び量等を総合的に勘案しながら、慎重かつ適切に進めていきます。特に、遊休地等については、売却、賃貸借等による有効活用の促進を図っていきます。

]

●公共施設の耐震化(明見コミュニティセンター)



第5節 広域連携



現況と課題

- ◆ まちづくりや行政に関する課題は複数の市町村にまたがるものも多く、広域的な視点で解決にあたるのが効果的、効率的な場合があります。本市が属する富士北麓地域では、本市と西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町及び鳴沢村の1市2町3村で富士五湖広域行政事務組合を設置し、地域の総合的な整備及び開発に関する事務や消防に関する事務、火葬場の設置・管理・運営、廃棄物処理に関する事務などを共同で行っています。また、ごみ処理施設に関する事務を共同処理するため、富士・東部広域環境事務組合を設立し4市2町6村で施設建設に取り組んでいます。
- ◆ 「富士北麓地域づくり協議会」や「富士山火山防災協議会」、また、県をまたぐ「環富士山火山防災連絡会」や「富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議」など、観光や防災等の目的に応じて広域連携組織を設置し、関係自治体との情報交換・交流などを深めつつ、連携施策や活動を展開しています。
- ◆ 広域連携、広域行政は、市民の生活圏の広域化や富士山を中心とした観光客の増加などを踏まえ、今後も深化させていく必要があり、本市は富士北麓の中心都市として、他市町村との適切な分担・協調関係のもとに役割を果たしていくことが求められます。

施策の体系

広域
連携

広域連携体制拡充

広域行政の充実

(1) 広域連携体制拡充

① 広域行政の充実

広域的な事務事業については、関係自治体との広域的協調を図りつつ、一層の推進を図るとともに、国・県の動向を見極めながら、他の圏域との情報交換や交流に努め、広域行政の総合的な発展に努めていきます。併せて、地方自治体を取り巻く今後の情勢を見極めながら、周辺町村との合併に関する調査・研究を進めていきます。

● 環富士山火山防災連絡会



第6節 行財政運営



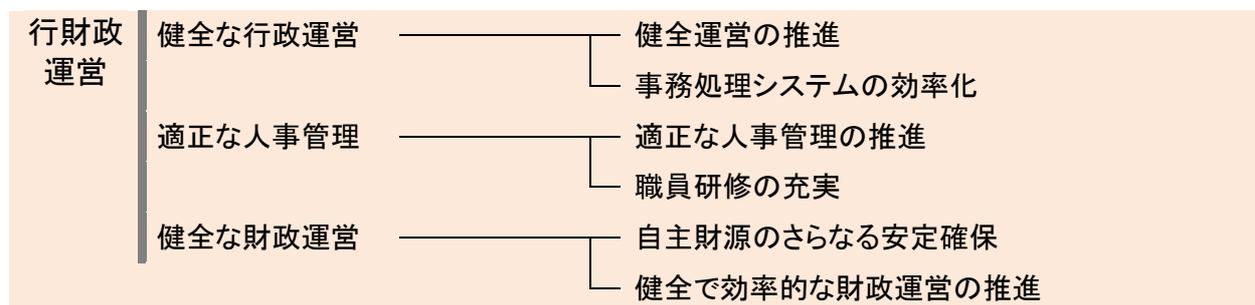
現況と課題

- ◆ 市民に最も身近な地方公共団体である市の行政は、あらゆる行政課題に対して「最少の経費で最大の効果」を生み出すよう、自律的かつ効率的な運営が求められ、内外の情勢や環境変化に応じて行財政改革への不断の取組が求められます。本市では、事務事業評価を毎年実施し、適切な事業選択など健全な行財政運営に努めています。
- ◆ 人口減少や少子高齢化の進行が見込まれる中で、活力ある地域経営への指針として、2019（令和元）年度に第2期「まち・ひと・しごと創生にかかる人口ビジョン及び地方創生総合戦略」を策定し、重要業績評価指標（KPI）を設定して戦略的に地方創生につながる施策を展開しています。
- ◆ 「富士吉田市高度情報化推進計画」に基づき、電子自治体の構築に向けた管理運営を行っています。国の施策に対応したシステムの構築を進めるとともに、庁内ネットワーク・パソコン・システムのセキュリティ対策の強化、災害対策、統合型GIS^{*1}の再構築などを進めています。
- ◆ 情報資産の管理、例規管理、文書管理を適切に実施しています。
- ◆ 情報化の進展に伴い、電子申請手続が大幅に増加しており、個人番号制度導入に対応した取組を開始しています。マイナンバーの導入は、税の申告手続や賦課事務の簡素化、税負担の不公平感解消につながるものと期待されますが、管理の徹底が大きな課題です。
- ◆ 公平公正な人事評価に基づいて、人事管理を適切に実施しています。また、庁内研修、派遣研修など職員研修を実施し、資質向上に努めていますが、接遇及び人材育成は引き続き大きな課題であり、今後も研修を徹底し、職員の意識を高める必要があります。
- ◆ 健全な財政運営の根幹となり重要な自主財源である市税の賦課徴収については、公平・公正を基本原則として、コロナ禍その他の社会情勢等における生活・経済状況に合わせ、臨機応変に工夫改善等を加えながら積極的に取り組んでいます。
- ◆ 市税の収納・徴収については、納税者に対して納付書による窓口納付の他、口座振替を含めた各種キャッシュレス納付等の周知を図り、納税者が納税しやすい環境の整備に努めています。
- ◆ 「市税等収納向上アクションプラン」に基づき、適正な滞納整理事務を進めています。

*1) GIS:コンピューターを使って地図データと様々な付加情報を統合的に扱う情報システム。土地利用・人口分布・店舗配置などの情報を組み合わせ、土地開発やマーケティング、学術研究などに利用される。

- ◆ ふるさと納税制度の趣旨に基づき、本市出身の方やゆかりのある方など、全国からの寄附により財源を確保するとともに、寄附に対する返礼品やPRを通じ、市のイメージ向上、及び産業振興の活性化につなげています。
- ◆ 財政運営においては、中期財政計画のローリングにより事業の重点配分や経費縮減に努めており、2017（平成29）年度の予算執行からは、統一的基準による財務書類の作成を開始しています。
- ◆ 特定防衛施設周辺整備基金をはじめ各種の基金を適切に管理・運用しています。

施策の体系



施策

（1）健全な行政運営

①健全運営の推進

指定管理者制度に加え、PPP*1・PFI*2も含めた民間委託等の推進や、パブリックコメント制度の活用と情報公開、事務事業の見直しや組織機構の改善などにより、さらなる透明性の確保と効率的で健全な行財政運営を進めます。また、総合計画における実施計画及び中期財政計画について、事務事業評価を行いながら毎年見直しを実施し、行財政運営の改革・改善を続けつつ、「まち・ひと・しごと創生にかかる人口ビジョン及び地方創生総合戦略」の推進を含めた計画的な施策展開を進めていきます。

②事務処理システムの効率化

情報資産のセキュリティを確保しながら、各種情報システムの総合的かつ安定的な管理・運用やシステムの導入、適切な文書管理、例規管理等を推進することにより行政サービスのさらなる向上を図ります。また、情報システム内のデータ共有と、マイナンバーを利用した他団体との情報連携による事務処理等の自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し効率化を図っていきます。

*1) PPP:パブリック・プライベート・パートナーシップ。公共団体と民間が連携して公共サービスを行う手法。

*2) PFI:プライベート・ファイナンス・イニシアチブ。公共施設等の建設から維持管理、運営を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行うことで、効率化やサービス向上を図る手法。

(2) 適正な人事管理

① 適正な人事管理の推進

公正公平な人事評価システムを構築し、若手の育成にも意を注ぎつつ、人材育成を積極的に進めます。さらに、増加する事務に対応するため、機構改革及び定員管理計画を策定する中での職員数の適正管理を行い、効率的な行政運営の環境を整えていきます。

② 職員研修の充実

多様化する住民ニーズへの的確かつ迅速な対応を図るため、接遇やコンプライアンスなども含めた研修制度の充実を図り、公務員としての資質を有する人材の育成に努めていきます。

(3) 健全な財政運営

① 自主財源のさらなる安定確保

健全な財政運営の根幹となる市税収納については、納税者の納期内納付を促進するため、納税者に対して納付書による窓口納付の他、口座振替を含めた各種キャッシュレス納付等の周知を図り、納税者が納税しやすい環境の整備に努めていきます。また、納税者の納期内納付に係る納税意識の啓発・普及を図るとともに、納税者の税負担の公平性・公正性の観点から、法令の規定に基づく滞納の実態把握及び分析を行い、滞納整理事務を進めていきます。さらに、収納率の向上を図るため、山梨県と連携を図りながら滞納整理事務を進めることにより、自主財源（税源）の確保を図っていきます。ふるさと納税については、本市の魅力的な特産品や観光資源などを全国に発信するとともに、制度を活用した財源確保に努めます。寄附金の使い道について、寄附者の意向に沿った活用と特色ある施策を展開していきます。

② 健全で効率的な財政運営の推進

事務事業の有効性・優先性の明確化と市民が真に求める行政ニーズの把握に努め、事業の「選択」と「集中」を行うとともに、限られた財源の重点的・効率的・効果的な配分により、健全で効率的な財政運営の推進と強固な財政基盤の維持に注力します。また、財政状況について適切的確な情報発信に努め、財政に対する市民の理解と関心の深化を図ります。

目標指標

指標	2016 (H28) 年度 数値	2022 (R4) 年度 目標値*1	2021 (R3) 年度 数値	2022 (R4) 年度 目標値に 対する達成度	2027 (R9) 年度 目標値*1
自治会加入率	71.4%	現状維持	68.4%	95.8%	現状維持
富士吉田市に住み続け たいと思う人の割合	71.8%	80.0%	76.4%	95.5%	80.0%
「近隣市町村との連 携」に対する満足度	15.4%	20.0%	17.6%	88.0%	20.0%

*1) 目標値については、中間期における基本計画の見直しを前提とした2022(令和4)年度(5年後)と、目標年次である2027(令和9)年度(10年後)の指標を掲載している。

